

予算特別委員会記録	
開 会 年 月 日	平成 2 4 年 3 月 1 2 日
開 議 時 刻	午前 1 0 時 0 0 分
散 会 時 刻	午後 3 時 4 4 分
出 席 委 員 名	◎長田 朗 ○上田修一 野崎隆太 吉井詩子 世古 明
	福井輝夫 中川幸久 杉村定男 工村一三 佐之井久紀
	宿 典泰 中村豊治 中山裕司
	西山則夫 議長
欠 席 委 員 名	
署 名 者	野崎隆太 福井輝夫
担 当 書 記	中野 諭
審 議 議 案	議案第 2 号 平成 2 4 年度伊勢市一般会計予算外 1 1 件一括
説 明 員	市長 副市長 ほかに関係参与

審査の経過並びに概要

午前 10 時、長田委員長開議を宣告し、直ちに会議に入り、審査付託を受けた「議案第 2 号平成 24 年度伊勢市一般会計予算外 11 件一括」を議題とし、審査の進め方は委員長に一任することを諮り決定の後、款 5 労働費、項 1 労働諸費、目 1 労働諸費から審査を再開し、款 8 観光費まで審査を行い、諮ったところ、本日はこの程度で散会し、13 日午前 10 時から継続会議を開き、款 9 土木費、項 1 土木管理費から審査を再開することと決定、本日の出席者には開議通知をしないこととし、午後 3 時 48 分に散会した。

審査における質疑等の概要

◎長田委員長

ただいまから予算特別委員会の継続会議を開きます。

出席者は全員でありますので会議は成立いたしております。

会議録署名者は当初決定のとおり、野崎委員、福井委員の御両名をお願いいたします。

前回に引き続き議案第 2 号平成 24 年度伊勢市一般会計予算外 11 件を議題といたします。

【款 5 労働費】《項 1 労働諸費》（目 1 労働諸費）

◎長田委員長

款 5 労働費、項 1 労働諸費、目 1 労働諸費から審査を行います。

御発言はございませんか。

中川委員。

○中川委員

おはようございます。やすらぎプールの解体費に関して少し質問を申し上げたいと思います。

行政改革の一環として行政側から御提案をいただいておりますが、この解体費は当然一般財源のみで扱われると思うのですが、逆にいわゆるプールの更新を含めた約 5 千万程度ですか、これをいろんな財源を含めて考えて、一般財源単独でいくのか、そんなふうにしていろいろと御検討いただいたと思うのですが、ちょっとその辺が私には理解に苦しむ点があるし、行政改革というのは、自分自身の中では理解をしておるのですが、ちょっとプールの問題についてはいささかひっかかる点がございまして、まずそこを 1 点お示しいただきたいと思います。

●奥野商工労政課長

委員仰せの解体経費と修繕にかかる 5 千万円の経費のことでお問い合わせいただいたと思います。

こちらの解体経費につきましては、今回の当初予算にプールの解体にかかる経費 3,257 万 1 千円と関連する業務委託費 89 万 8 千円をあわせました 3,346 万 9 千円の経費を計上させていただいております。

また改修に係る経費ということで5千万円の御報告をいただきましたが、これにつきましては、次年度、やすらぎ公園プールを開設していくために喫緊に必要となる機械器具の改修経費約530万円、それから今後大規模改修が必要となる経費4,800万円をあわせた経費となっております。

行財政改革についてのお問い合わせでございますが、こちらにつきましては、改修にかかる経費等、これらの経費をかけましても、いずれにいたしましても結果として慢性的な赤字が続いていくというふうなことで、毎年かかっていくこれらの経費等も比較をさせていただきまして、施設においての維持管理がかかっていくというふうなことから改修経費をかけるまでもなく廃止というふうな形で改革の中から廃止をさせていただくということで検討をさせていただいたものでございます。

○中川委員

ちょっと大事なところですので。具体的に10年間、いわゆる存続した場合と、開設して3,300数十万投入した、いわゆる当然そこにはコストという問題が浮かび上がってくると思いますが、具体的にどのくらい必要なのか、10年間を比較した場合、どのくらいの赤字を負うのか具体的な数字で表していただきたいのですが、よろしいでしょうか。

●商工労政課長

これまでここ数年の平均的な数値からいきますとおおむねの年間支出といたしまして、900万円から1千万円程度の歳出が必要となってまいります。これについては、通常の管理経費、委託経費又は開催に係る経費というふうなことで大きな工事等については、加算はされておられません。ただし、歳入につきましては、これまでの取り組みを実施することによりまして、少ない時期であれば300万円、多いときであれば400万円から450万円の歳入が見込まれるということで差し引きをいたしますとおおむね年間500万円から600万円、多いときですと800万円程度になることもございますが、そちらのほうの赤字ということになりますので、委員仰せの10年間ということで試算をいたしますと、それを掛ける10ということで6千万円から7千万円程度の赤字になるのではないかと。

改修費等につきましては、何年間に一度は大きな改修を行わなければなりませんので、それプラス約5千万円の改修費が必要になってくるというものでございます。

○中川委員

いずれにしてもそれなりに金額は要るわけですが、ちょっと別の観点からもう1点質問したいと思います。

東南海・南海地震が30年以内に想定されます。その時に人命という問題を考えますと、テレビで見ていると、水没等で亡くなられた方、少し泳げれば助かっている人もいるんじゃないかなと私は常日頃思っております。そういう面で、防災面でちょっと今いろいろと調べておる最中でありまして、二見小学校に救命具が設置されておるみたいです。他の小学校はまだ確認をしておりますが、ないところも多々あるということを聞いておりますので、そんな面からいきましても、やっぱりこれから将来的にむかう大切な子供のプールをなくすことによって、えらく短絡でありますけれども、そんな命の問題もあるんじゃないかなと。そういう意味ではもう少し、先日もいわゆる血の通う行政をせえという話も先輩議員からもありました。当然私もそういう面からいきますると、いったんおいて冷静になって考えたときにやっぱりあそこのプールを壊すわけにはいかんやろという思いであります。

その点、いわゆるどういうふうに行革で検討したときに、そんなところまで検討していただいたのかちょっと御報告をお願いしたいと思います。

●江原情報調査室長

行革の観点で検討した結果でございますが、これにつきましては、平成 19 年度にガイドラインを策定いたしまして、それによりまして見直しの対象施設ということで、いくつかの観点で検討しております。ひとつといたしましては同種の施設が複数ある。老朽化が著しい施設である。市民利用が著しく低い施設である。設置目的や意義が希薄化等をしている施設である。維持管理経費が高額な施設である。市が直営で管理運営している施設であるといった観点から当時検討したものでございます。

◎長田委員長

行革からの観点からということで再度御答弁をお願いいたします。

それではもう一度質問をお願いします。

○中川委員

私が聞きたいのは、東海・東南海・南海の 3 連動地震が来たときに、いわゆる 3 メートルから 8 メートルぐらい、海岸線にくるわけですね。それで泳げたらちょっとそこへたどり着ける子供たちもいるのではないかなと。そういう意味からいきますと、やっぱりプールというのは、そういう観点からも少し考えてはどうなのでしょうかと、私はそう思っておるのですが、皆さんはどう思いますかという質問です。

●中井産業観光部長

今回のプールの廃止・存続につきましては、防災というものは、実は考慮しておりません。ただし先ほど行革のほうからも申し上げましたように他に代替の施設もあるということもございしますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○中川委員

ちょっとくどくなるようですが、他の施設へ行けない人もいますのです。そういう話も当然皆さんは耳にしておるじゃないですか。考えていないという話であれば、もう一度考慮してみてもどうでしょうか。

●中井産業観光部長

ただいまの御指摘につきましては、先ほども申しましたように防災という観点はございませんでしたので、新たにプールというものの位置づけそのものが、そういうようなことで必要になるかということにつきましては改めて検討していきたいと思います。

◎長田委員長

他に御発言はございませんか。

中山委員。

○中山委員

私のほうからも、この問題について若干お尋ねいたしたいと思います。その前に、先日の教育部長の発言に教育部長としての妥当性を欠いた発言があったかと思いますが、部長はどのように考えておられるでしょうか。

●佐々木教育部長

ただいまの中山委員の御質問でございます。確かに委員御指摘のとおり、教育部長としての発言として不適切でございましたので、おわび申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

○中山委員

その点はですね、あなたのみならず、やはり今の所管の部長としてね、責任ある発言をしていただきたいと苦言を呈しておきたいとこのように思います。

そこで過日の佐之井委員、ただいまの中川委員からのいろんな質問に私自身もまったく同感をいたすわけでございます。

そこで先日の佐之井委員が、いろいろと多角的な視点からいろいろと御質問をされた。非常に当を得た御質問であったかなというように思います。非常に具体的に質問をされたということでございます。そのことに関しまして若干私なりにこのやすらぎの霊園公園が、どういう形で、どういう経緯で、どういう背景で建設がされたのか、こういうことをもう一度ここで我々としては、旧伊勢市の問題でありましたけれども合併をいたしたわけですから考えてみる必要があるのではないかなとこのように思います。

そこで御承知のように、このいわゆる伊勢市霊園の問題が浮上いたしたのは、昭和 47 年当時だというふうに思っております。この時に過日の佐之井委員の質問の中にもございましたけれども、旧伊勢市の墓地行政を進めていくという視点だけではなくて、あの緑豊かな一体を公園化していくと、いわゆる市民の憩いの場所としてあの地域を公園化していくと。その中で非常に重要な部分として、このやすらぎ公園プールが位置づけられたというように理解をいたしております。その当時、私も縁があってそういうようなことでその当時から内容をよく存じ上げておるわけですが、そのように理解をいたしておるわけであります。

その時に、これはひとつの参考として昭和 47 年の 7 月 10 日に、旧伊勢市の全員協議会の中で当時の加藤良六市長が基本計画の中でこのように答弁をされておる「静かなたたずまいの中に緑豊かな自然環境を備えた快適なものとして墓参者にとって楽しんでお参りができ、かつ市民のいこいの場所にふさわしいものをつくりたいと願ひいたしております」とこのように市長は当時答弁をされておるわけであります。これは過日の・・・、くどくなりますので申し上げませんが、佐之井委員が言われたように、あそこにプールがある、たまたま偶然に出来上がったような認識であっては困るわけで、そういう意味合いをもっておるというように思うわけであります。

それからもう 1 点ですね、その当時伊勢市の財政も非常に大変であったというようなことで、これは膨大な資金が必要だということで、全く今の資金的な目処がなかったというように聞いております。それを裏付けるように昭和 51 年にこの事業を進めるにあたって、その金融機関から受けた債務、借入れが 14 億 5,400 万円ぐらい、これでは足りないということで、これは公社でやったわけですが、こ

れはちょっと例外的、全国的にも例をみないという形で民間業者が7億3千万ぐらいの借入れをいたしておるというようなことで、それをあわせた中でその事業が展開されたということであります。ずっとその経緯があるのですが、現在もその借入れ、途中でその民間業者が代弁済をして全部債務をその民間業者が受けた。これはその当時、ある人が中に仲介をいたしまして昭和56年から以降、一切15億7,400万円、これに対する利息を一銭も業者へ伊勢市は支払っておらない。いらないという形で払っていないわけです。そういうことでまだ現在も残債が1億6,900万、約1億7千万ぐらい残っておる。

こういうような経緯、いわゆる事業の背景そして財政的な背景からいきましても、そういうような形でまだ完全にこの事業が完了いたしておらんというように理解をしておるのですが、この点についてどのように思っておられるのか。

●松下副市長

この霊園につきましては委員仰せのとおりでございます、昨年の6月末時点で1億6,950万円の債務が残っております。現在霊園の中の永代使用料、それから施設使用料、この両方の70%を償還に充てておるわけでございます。このまま推移いたしますとあと11年返済にかかるというふうな状況で理解をさせていただいており、委員仰せのとおりです。

○中山委員

そういう事業がまだ完結いたしておらん、これはいわゆる財務的な問題だけではなくして、そういう時に行革の視点からという形でこの施設をなくしてしまうということはいかななものかというふうに思います。

それで、私この間も申し上げたのですが、その当時のここにあるやすらぎ公園プール写真集という、その工事の、一連の写真があるんです。これ克明に、佐之井委員さんはよくご存じだと思いますが、これ仔細にわたって、プールの状態から今の建屋から何から全部当時の工事の過程の写真が全部されております。これで工事関係者に聞きますと、この間の佐之井委員の質問にもございましたけれども、ここは非常に岩盤がえらいと。大変工事に手間取って、工事費が当初に思っていたよりもかさんでしまったというように聞いております。さきほど中川委員が言われたとおりでありまして、これは予想される3連動の地震が発生いたしましても、ここのプールは一切、陥没するとか、ひびが入るといようなことは絶対にありえないというのが、当時の工事関係者、おりますからね、証人として聞いていただいてもいいのですが、そういうようなところだといわれております。これは写真からみても実にそういうようなことが判明をしておりますけれども、そういうようなところで、プールとして最適であるという状況の中で、今なぜ壊さなければならないのかということ、前回の本会議における条例の時にも申し上げたわけであります。

そこでもっと具体的にお尋ねいたします。

その前に中川委員のおっしゃられたようにプールの持つ多様性というのか、波及的なものというのはたくさんあるというように本会議でも申し上げました。先ほどおっしゃられたように今の水泳になじむこと、そのことがある意味において、災害時もし津波に遭遇したときに泳げるというのも、これもやっぱりひとつの要素をもっておる。いろんな健康、予防的な、医学的もいろんなことがあると思うのですよ。限りなくプールの持つそういうような多様性というのか、そういうものがあることを当局

側は全く認識をいたしておらん。

今回廃止に至るといようなことが出てきたのは、これも皆さん方が指摘しているように、23年度の有料入場者数の目標を下回る結果となったと。これは目標数値を故意に高くしたからじゃないかと、こう言われても仕方がないですよ。だからそういうところに設定したということ。それともう1つは、施設の老朽化が進んで、修繕のために次年度以降多額の経費を必要とする。このことの2点が廃止に至ったということですが、このほかにも何か要因はありますか。

●商工労政課長

基本的に委員仰せのとおり大きな視点といたしまして、利用者の方につきまして様々な取り組みを22年度、23年度にわたりまして取り組みをさせていただきましたが、期待以上の利用者の伸びがなかったということ。それから委員仰せのとおり改修経費につきまして、今後数年の間に喫緊の改修工事も含めまして多額の経費がかかってくるというふうなこと、主にこの2点ということでございます。

○中山委員

ちょっと全く脳がなさすぎる、脳がなさすぎるというか、全く戦略がないといわざるをえないと思います。これは随分具体的に佐之井委員から御質問をされたので重複しますからやめておきますけれども、この有料入場者数の目標を設定した。これは非常に高くした、作為的にやったということなと、これはやっぱり廃止ということの既定事実を、既定方針があったと。こういうような中で目標を高くしたということと言われても仕方がないと思いますよ。過去のこのプールの実績からいって、このような高い目標をあげるということは、どういう視点からこれ今の話になったのか、これは。それは佐之井委員の答弁にもありましたからこれは申し上げます。もう答弁はいりませんけれども、その辺もやっぱり私は今回見てみますと、非常に悪意に満ちた、悪意ですよ、悪意に満ちた作為的なものがここに潜んでおると、こう言われても仕方がないと思います。

そこで次のですね、老朽化が進んで修繕のために次年度以降多額のあれが、先ほど中川委員がその点についても御質問をされた。そうしますと課長答弁の中で、収支のバランスをみたときに大体年間500万から600万の赤字が発生すると、こういうような話だったです。これ多いときには800万、言葉尻を拾うわけじゃないけれども、500万から600万の収支バランスの中で赤字が出る、ないしは多いときには800万とこういうようなでたらめな算出根拠がどこから出てきておるのか。そんな不確定なね、このぐらいですよ、しかしながらこれだけありますよというのはね、責任ある、やっぱり、これ議会なんです。そんな不確定な、無責任な今の話やないけれども答弁はすべきじゃないと思う。

そこで、これ市長にも1回・・・、皆さんにも尋ねたいのですが、仮にこれからかかる多額の経費、修繕費、これだけ要りますよと。私はこの間、本会議でも申し上げたけれども伊勢市にとってですよ、教育部長かな、この間の答弁で終始一貫しておるけれども、B&Gがあります、千の杜があります、度会にありますよと、こういうようなこの地域に類似したそういうプールの施設がたくさんありますから、これは必要ないですよという答弁があったわけですが、それは、私はひとつひとつ、ことごとく違うということを申し上げた。伊勢市に本当に市民プールというようなものが必要なのかどうかということを、どう考えるかということなんですよ、これは。このプールが仮に、先ほども説明があったように、5千万ぐらいで、仮にですよ、これ全面改修、このプールの再生を図っていくとするならば、5千万でできる、そして立地条件は非常にいい、岩盤の上に建っているから、地震があっても亀

裂も生じないし、全然今の話やけれども、しないというような好条件の中にあるプール、これはですね、仮によしんば違う視点から考えていくと、伊勢市に市民プールを建設しようとする、そんなこともあなた方、当局側ありますか。土地から、まあ土地は市有地があればいいですが、なければ土地から購入しなければならない。そしてプール建設にどれだけの金がいるのか、このような立派な施設、プールがあってですよ、5千万、6千万、7千万出してもいいですよ、7千万出してもいいけれども、それが今の話やけれどもプールが再生されるとするならば、それほど伊勢市にとって、これほど行革にかなった選択はないと思う。どう思われますか。

●松下副市長

この場で申し上げておりますように同様の施設があるということもさることながら、私としてはいわゆるやすらぎ公園プールについては夏の憩いの場、親子の触れ合いの場というような位置づけで理解をさせていただいております。以上でございます。

○中山委員

まあ冬場なんか、あんなところ泳げるはずがないじゃないですか。泳げますか。温水プールでもないんだから。いつも言っておるように、夏場の限定された40日か、45日、長くても50日だから特殊なそういう施設なんですよということはかねがね申し上げておるわけですよ。だからこういう、あなたがそう言うから、私は言うけれども、だからこういうプールなんていうのは全国津々浦々ですよ、一般財源を持ち出すというのは、これはある意味において常識的なものなんですよ、プールなんていうのは。年間通して使用ができれば別ですけども、これ年間ではなく、限定商品やないけれども限定的な施設なんですよ、これは。だからそんなことを私は申し上げておるのではなく、もし私が先ほど申し上げたようにこのプールを存続させるということですから、当面する今の改修費、それが今の話やけれども、課長の答弁があったけれども、4千万、5千万、6千万で、私は7千万使っているとも思う。7千万使って本当に再生をして、立派なあの市民プールが再生されるならばですよ、仮に新しい市民プールが必要なら、私はやっぱり市民プールは必要だと思うんですよ。しかしながらあるものを再生させるということ、なぜそういうような発想ができないのかと。あなたは当選してきて、公の施設の見直しがあったけれども、こうしたいんだというようなことで、私たちはそれに対して諸手をあげて大賛成をいたしました。1年間の検証期間を終えた。それで1年ではいかにから2年やりましたよ。2年やったと。この間も申し上げたように1年や2年でそういうような成果・・・、それはあなたが新たにもう一度やりましようと言ったときの2年間と過去のやすらぎ公園プールとの比較をされたときに、入場料もいわゆる売り上げ料金というのかな、これも随分改善されたわけでしょ、みんなの努力で。2年間の間に種を撒いたのですから、その種が実をつけ、花を咲かすということで、これは何でもそうと違いますか。そういうような中でこそ、私はやっぱりこういう施設がどうなんかにということ、そういう視点からやっぱり行革ということも考えていかなければ。その極限的なところだけ見て、こうですよというような形で切り捨てていくということが、行革なのかどうなのか。これにはね、私から言わせると担当課が一番悪い、部長、これはね、きちっとしたスタンスでそういうようなものに対する施設がどういような必要性があり、そして今の話じゃないけれども市民がどのように、それを評価し望んでおるのかと、いろんな角度から、それは担当としてはですよ、そういうようなことをしながら、この施設がどうあるべきかということを、やっぱり短絡的にね、これは今の話

やないですけども、経営戦略会議はどういうものかわからんけれども、まあそこで議論をされて最終的に結論を出したというけれども、これはやっぱりね、もっと今の話、これを所管する担当がきちっとやっぱりして、市長にきちんとした進言をしていかなければ駄目ですよ、これは。市長はこの問題、その私が言うたように、それを再生することは6千万、7千万でもですよ、これあなた、ちょっと、課長、これ改修についての見積もりはとったのですか。それを、ちょっとその前に聞かなあかんわ、それは。勝手に言ってもらったら困る。

●商工労政課長

今回御報告させていただきました改修につきましては、今後数年内に必要と見込まれる改修というふうなことで、これはこれまでに、過去実施をいたしてまいりました機械器具の更新であるとかプールの塗装、そのあたりににつきまして同等の事業を実施する場合、あるいは必要な改修を実施する場合というふうなことで、必要なものにとっては見積もりを、あるいは必要なものにとっては設計のほうを出していただきまして、そちらのほうから試算をさせていただいたものでございます。

○中山委員

その今の話やけれども、過去においてそうではなしに、今回こういうことに直面して、そして今の話やないけれども、新たにきちんとした見積もりなり、設計をとったということなんでや。それはどういうふうな、そういうようなものがね、あればやっぱりそういうものも議会に示さなければいかんのかなんないですか、それは、きちっと示しましたか。

●商工労政課長

こちらにつきましては一昨年かと思いますが、産業建設委員協議会のほうにおきまして、これまでの改修の実施をしてきたものの数値と、それに比較いたしまして、現段階で新たに算出をさせていただきました金額等につきまして、お示しをさせていただくとともに、御報告をさせていただいたところでございます。

○中山委員

今までそういうような、修繕なり、いろんなことをやってきましたよと、過去にやってきましたよと。そういう実績なんですか、実際に私が先ほど申し上げましたように、現時点におけるところのそういうような改修をするときにあたっては、これだけの費用はいりますよというようなことなんですが、あなたの答弁は、ちょっと今の話、説明すると今の話そこら辺が不鮮明だ。

●商工労政課長

こちらの改修費につきましては、過去に実施をされました、その経費、実施工事、あるいは、機械器具の更新をですね、現段階で次年度あるいは、ここ数年の間に実施をした場合にかかる経費というふうなことで、見積もり、あるいは設計のほうを現段階でさせていただきまして、それぞれの項目において算出をさせていただいたものでございます。

○中山委員

そういうような資料に基づいてね、市長よ、あなたは今の言うように、先ほど私が申し上げたように、市民プール、まあこれはやすらぎ公園プールと今は言っていますが、そういうような、そら、あちらこちらにありますよと言って、さっきもそんな・・・、私から言うと寝ぼけたような・・・、そんなものは今の話やけれども、この間も言う・・・、それを言ってくると腹立ってくるんだけれども、B&Gなんていうのは、規制があったり、いろんなことがあったり、今の話やないけれども、一般的な市民が本当に利用しやすいという性質を持ったプールじゃないんですよ、これは。それで千の杜だって、今の話やないけれども、料金なんかも今の言う、やすらぎと比較すると高いわけでしょ、これは、今のこれは。だから千の杜なんかは大人なんていうのは、極端に言うとな話やけれども 800 円かな、小学生 400 円。やすらぎと比較すると高い。だから安いところに提供するのが市民サービスだというような考え方で、今のやすらぎ公園プールをやっぱり、ましてやいわんや度会まで行けとこの間も言っていたけど、何を考えておるのやって。そこへ行くバスを、今のようないやあいうような今のやっているようなバス、ああいうバスを各地域へ回らせてそこまで送迎するのかいと、その度会のプールまで。そんなの一般の人がそこまで・・・、あんた普通の人ですよ、そらなかなか行きにくい、そういうようなね、現状認識が全くできておらん。

そこで、そういうようなものではなしに、私は本来的に市民プールと、先ほど言ったけれども、仮に一番高い数値をとっても 7 千万ぐらいで、仮に 5 千万でできるといわれても、2 千万よぶんにみても 7 千万、新たなプールをつくるとしたら、これは数億かかるわね、かかりますよね、これは。なんでそういうような、市民の皆さん方が待望するこういう施設をなんでむやみやたらに行革の元に切り捨てていくのかと。本当に私は行革ということが、本当にその話からするならばいたしかたないと思うけれども、やっぱりこういうものは、残すべきものは本当に残してやるということはですね、私は先ほど中川委員が言われたから、私が言ったのですが、それこそがやっぱり血の通った行政、温かみのある行政ではないかということをお願いしておるんです。そこら辺あなたの考え方はどうですか。

●鈴木市長

ただいま中山委員からやすらぎプールにつきましの御質問を頂戴いたしました。今回はですね、やすらぎ公園プールの一時廃止の決断から 2 年間の検証をさせていただきました。検証した結果から、また廃止というような経過につきましは担当が御説明をさせていただいたとおりでございますが、ひとつですね、民間の千の杜の施設の入場料金のことににつきましては代替案の中で、先方さんの御配慮もいただきまして、何とかやすらぎ公園プールの入場料と同等の料金で御協力をできるという、そういった状況でのお話を頂戴しております。そういった部分の費用も今回の解体費に含まれている状況でございます。これまでですね、行政としましては、子供たちの夏の憩いの場ということで、プールの提供をサービスとして行わせていただきました。しかしながら各委員さんがいろいろと御指摘いただきましたように、プールというのは様々な波及効果があるのではないかと。例えば中川委員さんからは防災のこととか、例えば予防医学、健康的な部分だとか、こういった市民プールとしての機能もあるのではないかと、こういったお話も頂戴いたしました。親子の触れ合いの場としましては、千の杜、こちらのほう、度会町のほうは、少し距離があらうかと思っておりますけれども、さほど距離は少ないのかなと思っております。また市民プールとしての機能、健康増進、予防医学という事業では、過去には、現状実施をしておりませんけれども、国保の事業としてお年寄りの方々が民間のプールの利用に関して補助を出していたといった事業もございます。

例えば、市民プールをこれから新しく新設する、そういった課題もあろうかもしれませんが、現状の市民プールとしてのプールという感じでは、民間の施設も過去昭和 40 年代、50 年代と比べますと、随分とふえてきているようにも思います。そういったところに関しまして、民間のプールの利用に対して、例えば市がサポートしていく、そういった考え方も必要ではないかというふうに思っております。

○中山委員

先ほどね、私が申し上げましたけれども、脳がなさすぎる、全く戦略がないということはね、どういうことかと言いますとね、今回予算で出てきておる解体の 3,500 万円、この中では代替のも入っているということですが、細かい数字はわかりませんが、3 千数百万、解体するんでしょ、これ。この間だれかも質問してされておったけれども、解体した後の跡地利用は一体何かと聞けば、何もありませんと。そういう答弁だったと思います。全く脳がないというのは、戦略がなさすぎるやないかということを私は申し上げておる。何でそういうようなものを、それだけ金をかけて破るからには、これをするんですよという、それこそ破った後に対する代替的な事業を、これをやっていきますよというのやったら説得力がありますよ。それもないじゃないですか。ありませんと、ただ破るだけですと。それに 3,500 万円か 3 千何百万を使いますと。わかりますか、破ったあとにこういうものが必要だから、こういうものが市民のために必要だからこういうものをつくりますというのであるならば、まだ納得ができる。破りっぱなしですよ。全く跡地利用を考えておりませんというような、そんな、だたくさなことがありますか、それに 3,500 万も金を使う、破る 3,500 万にあと数千万の金を足したらよみがえるのと違いますか、こんな簡単な差し引きの計算ぐらいできるじゃないですか、3,500 万、あと今の 2,500 万足したらいくらになりますかということや。そのことが行政である。市民から付託を受けておる行政、やっぱりあなたがたもそうですし、私たち二元代表制で、片方の審議機関でおるわけですから、そこら辺ぐらいはやっぱり今の話やないけれども、あなたがたのそういうような発想、考え方というのは、少なくとも私は先ほど言われた佐之井委員や他の皆さん方もそうだと思うけれども、中川委員の言われる、まあ他の人の意見を聞いておりませんから、皆さんこの問題は関心がありますから、全部私は皆さん方の意見も出してもらいたいと思う、これは。それこそが議員間討論やけれども、最後にもっていきましょうということだから仕方がないけれども、やっぱりこういうようなことは喧々諤々と議論すべきだと私は思うのですが、それは別の問題。

私が申し上げたい、3,500 万円ありますよと、破りますよと、全くそれ今の話やけれども寿命もありますよと。破りっぱなしです。そうしたらあともう少しお金を足して、今のはやないけれども、何でやすらぎ公園プールを再生させないのですか。そして市民プールとしてきちっとした位置づけですよ、多くの皆さん方にもっともっとたくさん来ていただけるような、みんなが努力をしながら、そういうような形で入場者数を上げていく、売り上げも上げていくという、そういう努力をしていくことこそが、一番必要ではないかと。これは長々と同じことを言っておっても満足するような答弁も出てきませんから、この程度で終わっておきますけれども、私はね、市長、こんなような状態でね、この予算委員会でどういような表決を皆さん方がされるか知らんけれども、これはね、もう少し市長として、あなた自身の責任でもっと明確にこの問題について、もう少ししかありませんけれども、期間中にきちんとした答えを出しなさいよ、これは。それをもって私はこの問題についての表決に参加したい。このままの状態であるならば表決に参加はできないということを申し上げておいて終わりま

すけれども、できるだけそういうようなことの期待ができるようなあなたの考え方を提示されることを願って終わっておきます。

○中村委員

このやすらぎ公園プールの解体につきましては、各委員さんからいろいろと御議論いただいておりますが、2、3点を原点に返って確認をさせていただきたいと思います。

プール解体の基本ということで、いろんな方から、部長以下いろんな当局の方から「公の施設の統廃合に係る基準」つまり施設の見直しのガイドラインに基づき判断したとこのような答弁をいただいていたわけですね。このガイドラインの内容を今一度見てみますと、本当にこのガイドラインに対して見直しをやったのか、そういう判断ができるのかどうかというのが、非常に私としてもちゃんと落ちない点が多々あるわけでありまして。例えば市が条例で出しております、公の施設、つまりレクリエーション施設とかですね、スポーツ施設、さらには産業支援施設とか、文教施設、そして医療福祉施設、こういうようなものが公の施設としていちおう整理をされておるわけでありまして。その中の見直しの対象施設ということでいろいろと書かれておりますけれども、老朽化が著しいとか、市民利用が著しく低いとか、設置目的や意義が希薄化しておるとか、こんな内容について、私は当たらないと思うんですよ、この判断基準の中で。

もう1点は、見直しの指標の中で、例えば6項目に整理されておるのですが、指定管理者への移行とか民営化とか施設の統廃合とか、さらには管理統合、ここで言われておる施設の廃止、施設の転用という6項目がこの見直しの指標の中であるのですが、この内容がですね、つまり施設の解体の、公の施設の統廃合に係る基準、施設の見直しガイドラインに基づき判断したと、こういうぐあいに説明をされておるのですが、見直しの対象施設さらには見直しの主張、この2つが今までずっと議論をしてきておるのですが、本当にこのやすらぎ公園のプール解体の判断基準として適切であったのかどうかということについては、これは市民の方も理解できないと思うのですよ。この点いかがですか、ちょっと説明してください。

●情報調査室長

ただいま委員の申されました見直しの対象施設でございますが、確かに6項目あげておりまして、同種の施設があるとか、そういったことであげておりますが、具体的な、数値的な指標はございません。内部で各施設の状況を見ながら、この指標に照らし合わせて検討をし、各課にこの結果をそれぞれに返しまして、また各課において具体的に検討していただいたというものでございます。

●商工労政課長

やすらぎ公園プールの件になりますので、こちらのほうで指標等も含めて御報告をさせていただきます。

委員の仰せのとおり、公の施設の統廃合に係る基準というふうなことで、そのガイドラインに照らし合わせまして、当時でございますが6項目のある項目につきましてそれぞれ比較をさせていただいたところでございます。

まずひとつといたしまして、同種の施設が他に複数ある施設というふうなことで、これまで各委員から御指摘をいただいております例えば民間施設がその近辺に最近出てきておるところとか、またレ

ジャープールといたしまして千の杜あるいは度会町の町営プールが大きなものとしてできておると。他の公の施設として、応用機能といたしましては、御菌のB&G海洋センタープールが利用されておると、こういったもので該当になってきたところでございます。

また2つめの老朽化が著しいというふうなことで、こちらのほうにつきましては設置からある程度の年数がたっておりまして、先ほども御報告させていただきましたような形の機械器具、あるいは塗装の関係の工事改修が、数年の間に必要になってきておるというふうなことでございます。

また、市民利用が低下しているというふうなことで、こちらの項目といたしましては、平成20年から21年に至りましては、利用者のほうが大きく減になっておるというふうなことで、そういった形から利用者のほうの数が少なくなってきておるというものでございます。

また、4つめの設置目的等が希薄化をしているというふうなことで、こちらのほうにつきましては、先ほど御案内させていただきましたような民間のプール、あるいは近隣のプールが設置をされておりまして、そちらのほうへの利用が大きくなることによりまして、逆にやすらぎ公園プールの利用も減ってきたということと、最近のレジャー志向、あるいは子供たちの余暇の過ごし方というふうなことが、変わってまいりましてそちらのことも加味しまして希薄化につながっている施設ではないか。

5つめといたしまして維持管理等の経費がかかっておる施設ということで、これにつきましては例えば年間500万円なり600万円程度の恒常的な赤字が続いておる施設というふうなこと。

最後の6つめといたしまして市が直営で管理をしておる施設ということでこちらのほうは平成15年度に旧雇用促進から、開発機構から施設の譲渡を受け市のほうが直接管理をしている施設であるというふうなことで、いずれも6項目の中で該当する部分があるというふうなことで協議をされたものでございます。

○中山委員

あのね、この6項目、さらには行革の観点から6項目、私は、どの項目にも当てはまらなないと、これは無理やりそういうような感じで当てはめた内容であるというぐあいに判断をせざるをえないと思います。

例えば今課長から言われたように6項目、老朽化が著しいとか、維持管理が高いとか、どこの施設についても赤字がほとんどなんですよ。市が直営で管理をしておる施設というのは、ほとんど赤字なのですよ、サッカー場ぐらいが黒字だと思うのです。それぐらいの施設ではほとんど赤字で、実際には維持経費がかさむとかそういうようなことについては、それ自体は全部やっぱりやめていかならんということになってくるわけですよ。皆さんが言われるようなそういう6項目に照らし合わせていくと。例えば行革のほうからお話がありましたように、老朽化した施設や、市民がほとんど利用しない施設、施設の必要性自体を再確認し必要性が低い場合は施設を廃止する。さらには設置目的や意義が希薄化している施設については、廃止していくと。これは施設廃止のひとつの理由ということで挙げられておるわけですよ。これ自体を私は逆に大変がんばっておるやないかというぐあいに私は判断しておるわけですね。

今一度確認したいのは、例えば伊勢市が市の条例で設置しておる施設、特にとりわけスポーツ、レクリエーション施設もですけれども、先ほど申し上げたようにほとんどのところが赤字経営で当然の話なのですよ。これ利益を出すこと自体がおかしい話であって、例えば先ほどから出ておりますように、やすらぎ公園のプールについても500万から800万の赤字というぐあいに説明をされたのですが、

他の施設なんてやっぱり赤字も出ておるんでしょ。このスポーツレクリエーション施設というのは。こういうことも対象に検討をされておるのかどうか、いかがですか。

●中井産業観光部長

委員のおっしゃるように他のスポーツ施設につきましても21年当時に比較をさせていただいております。

サンライフでありますとか、野球場でありますとか、そういうようなところの施設につきましても、確かにすべて赤字ということでございます。

委員がおっしゃいましたように朝熊のサッカー場につきましても、この施設だけが黒字となっているというような状況でございます。

○中村委員

だからそんな状況の中で、先ほどから委員から出ておりますように行政の独断と偏見で切り捨てていくということについては、私としてはもってのほかやないかというぐあいに思います、これは。だからどの基準に照らし合わせてこういうふうなことで方向付けをしたんだということについても明確に出ていないわけですね。だからそういう基準すらない、つまりそういう個人の判断で、行政の判断でそういう方向付けをされるということについては、非常にこれは市民としても私は残念だと思うのですよ。だからそういう判断基準がない中で、定量的な判断基準がない中でこの方向付けを出すこと自体が、私は間違いではないかとこんなふうに思います。この点、部長いかがですか。

●産業観光部長

私どもとしましては、これまで何度も御説明申し上げておりますように、ひとつの基準、基準がすべてではございませんが、その中に当てはめていって、他の施設があると、あるいは経常的な赤字が続くと、また改修にも必要な経費があるというようなことも含めまして、そのように判断をしてきたというところでございます。今回いろいろと御意見を頂戴しておりますので、その辺もまた今後の事業の中では参考にさせていただきたいというふうに思います。

○中村委員

いろんな施設については、今出されましたように赤字経営であると、こんなことでそういうことも含めて大変担当のほうは努力をされておると思うのですが、非常にそういう意味では、判断基準は明確ではないということで、私自身もそういう方向については、こういうふうなのであるというぐあいに思います。

そこで市長にちょっとお尋ねしたいのは、平成21年6月の産業建設委員協議会で、前の市長の森下氏が、このやすらぎ公園については、このプールについては廃止をしていくと、こういうぐあいに当時明言されたことを記憶しておるのですが、市長は平成21年11月の市長選挙において、このプールについては、市長の政策の中の項目としては入っていないのですが、やっぱり市民のいろんな要望も含めて、プールについては存続というようなことで検討をしているんだとこういうようなことも私は市民といろいろと話をしながら鈴木市長が当時市長選挙に出られたときの、市民と契約と申しますか、約束と申しますか、そんなことが私自身は記憶しておるのですが、市長いかがですか。

●鈴木市長

プールの存続につきましては、過去に議会でもお話をさせていただきましたとおり、これまでの経営状況に対して、何とか改善できないか、そういったことのお話をさせていただきました2年間収支の改善を含めて実施をさせていただいたところでございます。

○中村委員

佐之井委員のほうからもやっぱり市長選挙にひとつの約束として、政策として、契約として、市民と契約をした以上は、やっぱりこの4年間、市長の任期中はどうしたってこれは政策の一貫性、さらには政治家として当然やるべきだとこんなふうに私自身も思いますので、この点も含めて、市長の・・・、2年間いろいろ検証をしてきたということですが、これはやっぱり政治家として、私はやるべきやないかというように思うのですけれども。つまり25年の11月が市長の任期ということになるのですが、そこまではやっぱり私はやるべきやないかとこんなふうに私自身は思いますので、その意見を申し上げて終わりたいと思います。

◎長田委員長

審査の途中ですが、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時09分)

◎長田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続けます。

他に御発言はございませんか。

野崎委員。

○野崎委員

先輩の委員さんからプールに関しては、様々な御質問をいただきましたので、ちょっと1点だけ確認をさせてください。

先ほどから代替案の話が金曜日、それから本日も含めてずっと出ておりますが、代替施設として挙げられるからには、継続的にある程度使えるというような根拠がどこにあるのかなと思う部分もあるのですが、例えば鏡であるとか千の杜であるとかの財務状況とか収支状況なんかは把握をされておられるのでしょうか。

●商工労政課長

代替案ということで、ご利用していただきます施設等につきましては、現在の施設の状況、これまでの状況等も含めまして、24年度ということでございますが、実施できる施設として考えております。ただし委員仰せのとおり最終的に収支であるとか財務状況等までについては把握しておりません。

○野崎委員

つまり、民間の施設、もうひとつは公営の施設ですが、その施設で撤退はいちおう相手方、先方の都合にすべて頼るというような形ということでもよろしかったですね。わかりました、ここの質問はそれだけで結構です。

もう1点、ちょっとここの事業の中で別の項目を質問させてください。

2年前にも少しちょっと質疑をさせていただいたのですが、勤労者ふれあい事業、111ページの(2)勤労者ふれあい事業について尋ねさせていただきます。

2年前に少し質問をさせていただいたのですが、この事業、長年ずっと同じ金額の補助金が出ておるので、その補助金の妥当性ということで質問をさせていただいたのですが、本年度からアリーナ前のB駐車場、サッカー場の部分が以前と比べて会場として使用できなくなって、イベントの事業規模自体は小さくなっているかなと思っておるのですが、補助金の金額が相変わらず変わっていないのではないかなと思うのですが、こちら、もし理由がありましたら教えていただけないでしょうか。

●商工労政課長

委員の仰せのとおり、勤労者福祉フェスティバルにつきましては、毎年10月に伊勢志摩地域の勤労者の方のために、ゆとりの実現と遊びのこころの体験をテーマに実施をさせていただいておるものでございます。

委員の仰せのとおり、こちらの施設につきましては、平成23年度はサッカー場の整備のために屋外の催しの会場が一部移転、変更となりましたが、メイン会場を含め、サンアリーナ会場でございますが、その他屋外で実施をしております事業規模につきましては、大きな変更等は行っておらず、屋内施設においても同規模の事業を実施させていただいたものでございますので、予算規模につきましても同額となったものでございます。

○野崎委員

もう1点、ちょっと教えてください。事業は同規模ということでしたが、事業の予算額、こちらの変化はありましたでしょうか。

●商工労政課長

こちら、平成23年度のことということで、現在まだ収支の算出途中でございますが、昨年520万円ほどかかったところでございますが、本年度につきましては若干の事業経費の削減を図りまして、約514万円ほどの経費で若干の経費削減を図ったところでございます。

○野崎委員

事業の予算規模は6万円ほど下がったという話ですが、補助金が変わっていないということで、交付金の比率がどんどんあがっているのではないかなと思っております。

2年前に質疑させていただいたときにも話をさせていただいたのですが、こういったイベント事業なんかは、収支の支出を下げることでイベント自体を小さくしていくことを考えるよりも、収支の収入の部分をどうやってあげていくかというのをむしろ考えるべきではないかというような話をさせて

いただいたのですが、この2年間、実行委員会として共催としてかかわっている伊勢市として収入の収の部分上げるかというので、どんな努力をされたのか教えていただけますでしょうか。

●商工労政課長

委員仰せのとおりこちらの事業でございますが、こちらにつきましては、市から負担金ということで支出をさせていただいております。

この中で、この事業につきましては三重県あるいは、他の市からも補助金等をいただき、市としても取り組む事業として実施をさせていただいております。またイベントや出展ブースの多くを構成団体の勤労者の方のボランティア等で運営をしていただいております、経費の削減に努めているところでございます。

○野崎委員

すいません。僕今収支の支出じゃなくて収入をあげる努力を何かされたのかというような話を聞かせていただいたのですが、今支出の話だけだったと思いますが、もう1回御答弁いただけますでしょうか。

●商工労政課長

失礼いたしました。なお、こちらの福祉フェスティバル等につきましては、全体といたしましては営利を求めるための事業としては展開をしておりませんが、その中で必要経費等々の捻出のために自店等で出展をします模擬店等をこの会の中で運営をさせていただきまして、何点かの模擬店を出させていただくことによりまして、収入を上げながら、かつそれを経費として参入いたしまして、事業の充実又は御利用いただく、御参加いただく方に喜んでいただけるような事業、イベントとして実施をさせていただいております。

○野崎委員

これは福祉フェスティバルとはいえ、勤労者福祉フェスティバルということで福祉事業という側面をもっておるのかなと思うのですが、さっきも言いましたが、予算額が下がっているにもかかわらず、公金の比率が結局はあがっているような状況ですので、収入に関しての努力を僕はしていないと思っております。

先ほどプールの話でもずっと赤字事業だったらどうなのかという話をしていましたが、公金から補助金が出ておるということは、イベント事業自体完全に赤字なわけですね。ですので、いろんなところでみていくと、どうもこの中だけでも整合性がとれないのかなと正直にいうと思っておりますので、このイベント自体3万人が来ておるようなイベントですので、もう少し事業の収支改善というのを真剣に取り組んでほしいなと思っております。

◎長田委員長

他にございませんか。

福井委員。

○福井委員

111 ページの雇用対策事業（１）若年求職者等支援事業について少しお伺いします。

今回は 317 万 2 千円の予算があがっております、昨年度は 183 万 5 千円ということで、約 1.7 倍の伸びでございます。ということは、この事業についてかなり必要性がさらにあがっておるのかなというふうに理解をするわけですが、そうなりますと昨年度の、今現在時点での実績とか効果ですね、どういう効果が出ておるのか、そういう部分がわかれば教えていただきたいと思います。

●商工労政課長

若年者就労支援事業につきましてお問い合わせをいただきました。この事業につきましては、以前より若年者の中で離職を繰り返す方、また働く意欲がありますけれども、なかなか就職につながらない方、また働くことに対する意欲が下がって、社会生活についても難しい方など、就労的な自立が困難な方がおられるということで、それらの若年休職者の方や無業者の方に、それぞれのケースにあわせた支援を行いまして、最終的に安定した就職の実現を目指そうということで実施をさせていただいております。対象者はおおむね 30 歳ぐらいまでの若者の方とそちらの保護者の方となっておりますが、これにつきましては、主に市のほうにあります若者就労サポートステーションというこちらのほうへの支援ということで、この実施につきまして支援をさせていただいておったところですが、これまで、先ほど申し上げさせていただきましたような若年者の方への心の支援であるとかというふうなことで、例えば臨床心理士さんのカウンセリングを受けていただいたり、あるいは就業相談をしていたりというふうなことでございましたが、平成 24 年度につきましては、これまでの実績の中からそういった方の、対象者の方個々に、就業体験であるとか、就職体験、職場体験をしていただければ、先々の就労、就業につながるというふうな結果も若干ではおりますが、出ておったところから、平成 24 年度につきましては、それらの事業の充実をさせていただきまして、例えばワーカーの方についていただいたり、地元の企業さんに御協力をお願いいたしまして職場体験等を実施していただく。計画といたしましては、延べ 120 名程度の方に職場体験をしていただきまして、先々の就労につなげていくということで、そういった経費が約 100 万円程度見込ませていただくところから、今回 24 年度の予算の増になったところでございます。

○福井委員

いろんな取り組みをしながら、若者の働く意欲、そういうのをふやしていただいて、働く場所を確保していただくという非常にありがたいことだと思います。

平成 23 年度の実績は今の時点では、途中だと思いますが、例えば講習とかいろんなものをやっておりますけれども、何人ほどの方にいろんなことをやって、実際に就職された方は何人おったかとかそういうようなデータはございませんでしょうか。

●商工労政課長

こちらを御利用いただいた方の実績ということで、平成 22 年度のところの実績を御報告させていただきたいと思います。臨床の方の御相談につきましては、22 名、就労や職業体験も例えば農業体験であるとか、イベントへの参加ということで延べ 29 名の方に、また研修会、セミナー等への参加につきましては 25 名の方、それから就職にあたる個別相談につきましては、昨年度 22 年度になりますが 70

件の御相談を受けていただいております。この取り組みといたしましてサポートステーションの全体の取り組みとあわせまして、合計 52 名の方が進路の決定をするということができたところでございます。内訳といたしましては、若年者の就労支援で 33 名の方が実際に就職、12 名の方が自分の目指す道ということで進学の設定をされ、45 名の方が進路を設定しております。また個別の相談支援事業では、70 名の方が御相談いただく中で、7 名の方が実際の就業・就職をすることができたということで報告をいただいております。

○福井委員

全員といかないまでも就職をされている方がおるということは、効果もあろうかと思えます。そういう意味では非常にありがたいことかと思えます。

他市のこういう若年労働者の支援事業をいろいろと調べてみますと、例えば講習に参加したら、その講習費のいくらかを補助するとか、就職をした場合は奨励金を出すとか、そういう市町もありますけれども、そういう部分はないのでしょうか。

●商工労政課長

委員の仰せの、例えば就職した場合の補助金、交付金あるいは支援金を出すとかいったものにつきましてはございません。先ほど言いましたように若者が、いろいろなケース、問題を抱えておりますので、そちらの方が少しでも仕事に就きやすいような形、環境を整えてあげる、あるいは体験を積み重ねてあげるというふうな形の事業として、この事業の取り組みをさせていただいておるところでございます。

○福井委員

講習については、例えば講習はすべて無料なのでしょうか、有料なのでしょうか。有料であれば、それについての何分の 1 負担とかそういうのはないのでしょうか。

●商工労政課長

こちらのほうの若年者就労支援で実施をさせていただきますセミナーあるいは講習についての参加につきましては、いただいております。無料でございます。

○福井委員

無料ということでわかりました。そういうことでありがとうございます。いろいろとまた、この制度についてはやっていっていただきたいと思えます。

●鈴木市長

今回の労働諸費につきましては、やすらぎ公園プールのことにつきまして委員の皆様、また議員の皆様方から様々な御意見を頂戴いたしました。今回やすらぎ公園プールの廃止の件につきましては、非常に苦しい判断をさせていただきました。何はされとも、議員の皆さまも恐らくやすらぎ公園プールの現場にも足をお運びいただきまして、子供たちの様子、顔も見ていただいたかと思えます。その状況の中から、代替措置につきまして、この経費には含ませていただきました。様々な御意見もあり

ました。我々の思いもございますので、この一般会計が終わる前までに、再度改めまして私どもから皆さまに方向性の御報告をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

◎長田委員長

了解しました。暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 25 分)

(再開 午前 11 時 25 分)

◎長田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続けます。

(目 2 緊急地域雇用対策事業費)

◎長田委員長

続きまして、目 2 緊急地域雇用対策事業費の審査を願います。

御発言はございませんか。

世古委員。

○世古委員

緊急地域雇用対策事業について、ちょっと何点か確認をさせてください。

ここに 9,553 万円ぐらいあるのですが、これで何名の方が総勢で雇用されるのか教えてください。

●商工労政課長

こちらのほうにつきましては、平成 24 年度の事業といたしまして、計画で 18 事業、合計 36 名の新規雇用の創出を図りたいと考えておる事業でございます。

○世古委員

その 36 名の内訳で直接雇用とどこかへ委託してそこが雇用されるという形態になるという解釈でよろしいですか。そうなった場合ですね、直接雇用何名と委託したところでの雇用何名かというのを教えてください。

●商工労政課長

民間のほうに委託をさせていただきます事業につきましては、全 18 事業のうち 4 事業、合計 12 名の雇用の創出をしたいと考えております。市からの直営事業といたしましては 14 事業、合計 24 名の雇用の創出したいと考えております。

○世古委員

この 18 事業の中で今までもされていた事業もあると思いますが、新たにこういう事業に対して緊急雇用創出事業としてやっていこうというのがあれば、教えてください。

●商工労政課長

平成 24 年度に実施をしていただいております 18 事業のうち新しい事業というふうなことで、例えば各部のほうでいろんな事業となっておるところでございますが、防犯関係の防災対策、それから無線の整備等の事業、あといくつかの、新たな取り組みをさせていただく事業が・・・失礼いたしました。例えば、情報の関係の、広報のですね、FM関係とかですね、そういった形の新規事業がいくつか実施をされておるところでございます。

【款 6 農林水産業費】《項 1 農業費》（目 1 農業委員会費） 発言なし

（目 2 農業総務費） 発言なし

（目 3 農業振興費）

○杉村委員

農業振興費の 3 の地産地消のことで 2、3 お聞きいたします。

地産地消を進める中で、地産地消の店の認定制度を展開しておりますが、現在、市内で認定された店舗は何店舗ぐらいあるのですか。

●藤本農林水産課副参事

44 店舗でございます。

○杉村委員

44 店舗ということで理解させていただきましたが、以前に比べるともっと多いのかなと、僕は思っておったのですが、ふえないような要因があるのですか。

●農林水産課副参事

ふえない要因ということですが、その点につきましては広報やホームページのほうで募集をさせていただいているわけですが、認定店につきましては、なられた方が、自分のお店で周知していくということもございますし、またこれからなろうという方につきましてもある程度の条件がございます。その条件と申しますのが、1 年間を通して伊勢市の食材を使っていただく、普段料理につきましても、食堂とかいうところで行きますと、何かしらの料理に伊勢市の産物を出してはいるのですが、それを年間通じて、しかも PR をしながらというところに行きますと、若干そこら辺で認定店をとるまではというところで控えているお店というのがあるのは聞かせていただいております。そういうところで認定店まではというところで伸び悩んでいるところもございます。

○杉村委員

その点よく理解しました。食材を使っていながら認定の制度に名乗りを上げないということで理解させていただきました。

続きまして（２）特色ある農産物づくり支援事業というところで、もう１点お尋ねいたしたいと思います。

ここで学校給食等への市内産の米の供給確保で、想定上 149 トンを確保するために、その銘柄として「みえのえみ」をあげている要因は何ですか。

●農林水産課副参事

みえのえみについては、三重県が推奨しているお米ということで、こちらのほうで、学校給食の中でみえのえみを使っていこうということで、私どもそちらのお米に対して補助をさせていただいております。

○杉村委員

三重県が推奨しているということで理解をするわけですが、味については、他の米との違いはあるということで理解させていただいてよろしいですか。

●川口農林水産課長

味についての質問でございますが、我々普段コシヒカリ等を食べております。学校給食について、調理学校で実際に料理した温かい状態のみえのえみと学校給食で配膳されたお米の両方を食しまして、若干もっちりするような形ですが、何ら遜色はないと判断しております。

○杉村委員

もう１点お聞かせください。価格的にはどうなんですか。

●農林水産課副参事

価格でございますが、この辺り、伊勢市周辺ではコシヒカリというのをほとんどの農家でつくられているわけですが、そちらのほうと比較しまして、500 円から 1000 円程度値段を下回っているところでございます。

◎長田委員長

キロ当たりですか。

●農林水産課副参事

60 キロ当たりです。

◎長田委員長

他に御発言はございませんか。

吉井委員。

○吉井委員

農業振興費の担い手ということで、担い手の考え方についてお聞きしたいと思います。

農業は大変厳しい点もありますが、担い手といいますとやはり若い人でありますとか、女性になってくると思います。

農林水産省のほうで、食と農林漁業の再生推進本部における我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針行動計画におきまして、農林水産施策における女性優先枠の設定、計画づくりに際して、女性の参画を求めるなどの措置を講ずるとされております。女性の能力の積極的な活用ということで、6次産業化における地域農業の活性化でありますとか、6次産業化における女性の能力の活用ということで、様々な施策が出ておると思いますが、伊勢市におきまして、今回この農業振興費というのは予算的にはちょっと減っておりますが、こういう担い手ということに関しまして、どのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

●農林水産課副参事

まず、担い手についてお話させていただきますけれども、農業を行っていく上で、最近問題になっておりますのが、遊休農地、後継者がいないということでどんどん耕作放棄地が出てきております。その中で、農業を率先してやっていきたい。その方に対して土地を集めていく。そういう方が担い手ということで、私ども理解をしているわけですが、その中で女性の担い手につきましては、なかなか女性だけでというところは、数が少ないです。私どもとしましては、担い手ということで認定農業者というのを認定しているわけですが、市内におきましては107名が現在認定しております。その中で2名の方が女性ということで、まだまだ女性だけがというところまではきておりません。ただし、認定農業者と言われましても、大体ご夫婦で農業をされている方がほとんどでございますので、共同的な経営者という形ででも、女性の方が参加していただければということで、そういう形で私ども認定農業者の更新ということであれば、お話をさせていただいている次第でございます。

○吉井委員

やはり6次産業といいますと、つくるところから地産地消ですね、そして食育とか、そういう点で女性の力というのは、今後活用していかなければならないんじゃないかなと思いますので、そこら辺の積極的な啓発をお願いしたいと思います。

先ほど御答弁で女性だけでというのは難しいということでもありますとか、家族経営という、御夫婦で経営者でということで御答弁いただきました。認定農家の中で家族経営協定の締結の件数が去年より1件ふえて21件になったとお聞きしておりますが、その辺をふやすための、これは女性だけではなくて、家族協定というのは、きちんとした役割分担を、きちんと身分保障というか何か、そういう形できちんとした仕事として位置づけていく。そしてこれは女性だけではなく若い人でもそうですか、家族でそういう位置づけというのをつくっていくという大切なことだと思いますが、この辺の推進について、今どのようになされているのかお聞きしたいと思います。

●農林水産課副参事

家族経営者ということですが、こちらにつきましては共同経営者という形で御夫婦であっても2人

で農業をやっていくんだということで、私どももそれに力を入れていただいております。

その協定につきましては、女性に共同経営者という立場で、女性に対しても農業所得はこれだけつくりたいとか、農業をやっていく規模をこれだけしていきたいということで各々出していただくようにさせていただいております。なるべくそういう形で進んでいくように私どもも更新のあるたびにお話させていただいている次第でございます。

○吉井委員

やはり実際に農業の下支えとして女性ががんばっておられると思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。

この件に関しまして、市民交流課との連携が必要だと思いますが、その辺は一緒に周知にいたりとか、そういうことをなされていますでしょうか。

●農林水産課長

委員仰せの女性の参画につきましては、おっしゃるように男女共同参画、そちらのほうとも十分連携を図りながらこれからも進めてまいりたいと思います。

1点、農村振興基本計画という基本的なものがございます。その中にも女性・高齢者の営農参画の推進というのを進めさせていただいております。やはり女性農業者の能力を発揮するなり、技術面の向上というのは、やっぱり大事なときになってきておるのかなと思いますので、そういったことも踏まえまして、積極的な推進をしていきますし、先ほど言われた男女共同参画との連携をとりながら、より多くの方が農業に参加できるような方向として、今後取り組んでいきたいと思いますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

(目 4 農業用施設管理費)

○中村委員

農業政策基盤保全管理費事業について、お尋ねさせていただきたいと思います。

この内容につきましては御案内のように農地・水・環境保全向上対策事業の一環ということで、平成19年からスタートした事業と理解をさせていただいております。

特にこの事業につきましては、地域の再構築とか、農業生産者、先ほどから御論議いただいております農業生産者のモチベーションを向上させるとかいろんな役割をこの農地・水・環境保全向上対策事業として、やってこられたというぐあいに私も理解させていただいております。

特に5ヵ年のスパンで事業が始まったわけですね。これは国の農林水産省が所管ということで、いろいろと内容についてお聞きをさせていただいておりますが、特に伊勢管内を見てみますと、この事業に参加しておるのが、22団体と聞いておるのですが、平成23年度でこの事業がいったん終わるということで、新しい事業もスタートするというのも聞いておりますが、まず所管については農林水産省ということで、担当の農林水産課としてこの5年間の総括といいますか、評価といいますか、こういうことについてはやっぱりやって次につなげていくということになるのではないかと思います。今回1,613万2千円の予算がついておりますが、この点まずどのような整理をされて予算をつけられたのか、ちょっと教えてください。

●農林水産課副参事

まず成果でございますが、この活動に取り組んだということで、農業者、農業非農家ですね、非農家の方たちとのきずなが深まった。同じ地域で同じ目標に向かって環境をよくしていく、そういう活動を通して、農家・非農家というわかれ方はございましたけれども、それらの方たちが一緒になって活動したということで、関係がよくなったということで大変そういうふうな声を聞いております。私どもも、そのような声をいただきまして、この活動を何とか、5年間の限りではございましたけれども、ことあるごとに国へ要望をさせていただいた結果でございます。

○中村委員

今まとめをいただいたのですが、地域のきずなが深まった、さらには農業生産者、そういう方のモチベーションがあがったというような評価をされているわけでありますが、今回の予算を見ますと、平成24年度からも第二次と申しますか、この事業が始まるわけですね。実際にこの昨年と同額の予算を今回つけられておりますが、この予算の中で共同活動事業実施するということで22の組織があげられておるわけですね。もう1点は、向上活動実施地区として7組織、つまり平成19年からされた5年間の組織と、今回また新しくスタートしていく組織、これは同じ組織が申請をされておるのか、そこはどういうふうな状況ですか。

●農林水産課副参事

現在予定しておりますのが、これまで活動をしていただきました22団体と7団体、そのままでございますが、他にも私どもこの制度が新たにリセットという形、新たに始まるという形と理解をしておりますものですから、他の地区につきましては、今参加していない団体・地区につきましてもお声掛けをさせていただいている次第でございます。

○中村委員

特に地域の再構築、さらには地域のきずなということも含めて、ぜひそういうふうな方向で進めていただきたいと思います。

そこで、もう1点確認をさせていただきたいのは、国の財政支援なのですが、東日本大震災を含めて今回新しくスタートする事業が、前回と同じような形での支援策であるのか。さらには少し減少した状況の中での支援策になるのか。どのような動きですか、ちょっと教えてください。

●農林水産課副参事

予算措置でございますが、平成19年から始まりまして5年間ということで当初予定されておりました。その後今回さらに5年間延びるということでございますが、5年間延びた先、平成19年か5年間していただいた団体につきましては、今後さらに5年間のぶんにつきましては、100%ではなくて、前の予算措置の75%、5年を経過したところから75%に減額しますよということになります。ですから平成19年から参加したところは、24年度については75%、20年度に参加されたところは、24年度は100%つきますけれども、25年度以降からは75%というふうに、5年過ぎた地区、団体につきましては75%へ減額ということになっております。

○中村委員

大体理解させていただきました。実は、この前、市から新しく 24 年度からの農地・水・環境保全向上対策事業として、CD が送られてきたわけですね。これは、市ですか、県ですか、国からですか、どちらからですか。

●農林水産課副参事

県からでございます。

○中村委員

実はCD をコピーさせていただきました。こんな資料になるわけですね。この資料をどうするんですかね。新しく入っていただく組織も含めて、地域のきずなも含めてですね、今の副参事の話では、新しく参加していただくと、いうことについてPR していくんだということですが、これを勉強するには大変なことだということで、これは前回と内容は変わっておるのですが、その点どうですか。

●農林水産課長

委員仰せの資料につきましては、大変多くですね、それを 1 から全部見ていただくというのは大変厳しい状況です。

前回もいろいろと新たな事業につきまして、これは継続ですが、説明会等もさせていただいて、簡単な形で説明ができるような資料もございまして、その中で進めさせていただいているところでございます。

大きく何が変わるかというのは、それこそ今の費用負担分、こちら側の補助分という形でのごとでございます。それ以外は何も変わっていません。また、地元の組織の団体が、書類が大変やというのも聞いております。そちらにつきましても、我々も本当にいろんな農家さんが書類をつくっていただくことが難しくないように極力我々もお手伝いさせていただきますし、国・県のほうにもそういった形での要望も進めさせていただきますので、多少大変ではございますが、そこら辺は御理解をいただき、地域環境を協力していただくようよろしくお願いいたします。

(目 5 畜産業費) 発言なし

(目 6 農地費)

○工村委員

目 6 農地費のことでちょっとお聞きいたします。

117 ページ、目 6 農地費の 2 (4) 県営ふるさと農道整備事業負担金、この項で少しお聞きしたいと思います。

この事業につきましては、今年度、県が 6,000 万円、それから市が 5,400 万円ということで、前年度 8,400 万円ということで、今年度 2,100 万円の計上がございます。

この事業につきましては、平成 10 年から約 15 年かけて事業が行われております。主体は県であり

ますので、やっと完成かというふうな感が否めません。

今の進捗状況がどのような形になるのか。15 年たって、どのようになったのか少しお聞きしたいと思います。

●農林水産課長

委員仰せのふるさと農道につきましては、平成 10 年から 24 年までという形でかなり長い期間、整備を進めてまいりました。

今、橋梁の部分も終わりました、24 年度に周辺の整備ということで舗装等残っておりますけれども、それ終わりますと、供用開始できる状態となっておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○工村委員

やっと完成かという思いがあります。

それで、橋も一応完成したということで、これで遷宮に向けての対応もできると思います。

ただ、鳥羽からの観光客が今度そちらのほうへ流れてくる。それを通して、アリーナ周辺のほうに行かれる。企業も来られましたし、それから、大手の運送会社も近くにございます。非常にこの辺の交通形態が大きく夫婦岩のほうに向けて変わってくる可能性があると思いますが、この辺の交通量の把握、あるいは、予想をある程度立てているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

●都市整備部長

ただいまの御質問は、ふるさと農道が完成したあとということでございます。

私ども、その時になれば交通量調査をして、今の市道の拡幅なりもその時に考えたいとおと思いますので、よろしくお願いいたします。

○工村委員

たぶん、交通形態が鳥羽二見ラインに対しても大きく影響してくると思いますけれど、都市計画の中でその後、橋から二見ラインのところまでがものすごく土地が低く陥没というか、冠水するような状況でありますし、急に道が狭くなっております。

そういうことで、せっかくいい道ができたのに交通量がふえた場合、ものすごく冠水等によって影響があるのではないかと思いますので、この辺の対策は、今後、どのように考えられていくのか、その点だけお聞かせ願いたいと思います。

●都市整備部長

五十鈴河川の堤防がその辺り低いということを認識しております。

そのことから、そういったことも考えまして、道路のかさ上げができれば、かさ上げの計画をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○工村委員

これから、本当に鳥羽からの観光客がたぶんあの道をだいぶ通ると思いますので、ひとつ交通量の

把握、並びに道路状況の把握をしていただきまして、前向きに検討していただきたいと思います。

（目 7 湛水防除事業費）

○杉村委員

湛水防除事業費の中の排水機等補修事業についてお伺いいたします。

この補修事業の中に、定期的にエンジン、ポンプ、補機類のオーバーホールについてお聞きしたいと思います。

オーバーホールが必要と認識をするにはどのような状態で、オーバーホールに出すのか、ひとつお伺いしたいと思います。

●森田維持課長

オーバーホールについてお答えいたします。

その前に、排水機場の安定した運転またそういったことには定期的な点検・整備が非常に重要だと認識しております。

ただ、オーバーホール等につきましては、多大な費用を要することから、実際には、それぞれ運転していただいている方のお話を聞かせていただいたり、また、故障等の多さによって判断させていただいているのが現状でございます。

○杉村委員

私もずっとエンジンに関わってきたのですが、現在のエンジンでありますと、低速・中速・高速で若干の時間数の違いはありますが、運転時間が 5,000 時間から 1 万時間はもつと、僕は認識しておるんですが、例えば、冷却装置が正常に稼働したり、オイルが十分入っていれば、それぐらいの対応はできると、僕は認識しておるんですが、そういうような点検がなくて、オーバーホールしなくてはならないというような状況になったことがあるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

●維持課長

オーバーホールにつきましては、10 年から 20 年ぐらい経過してきた機器につきましては、必要があるということで、対象にはしております。

ただ、点検等によって、修繕とかをやりまして、通常に動いているものにつきましては、オーバーホールの時期を少し延ばしてというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○杉村委員

よく理解しました。

10 年、20 年と切らずに、その機械の能力が落ちたときにオーバーホールに出すように要望しておいて、終わっておきたいと思います。

《項 2 林業費》（目 1 林業総務費） 発言なし

（目 2 林業振興費）

○世古委員

林業振興費の中で、4 の獣害対策事業について少し確認をさせてください。

獣害対策事業については、やさしさプランにも入っておりますし、以前より数段強化されておるのは評価をするところでもありますけれども、この中で当該年度の予算でありながら、当該年度の事業に使いづらいという現状がありまして、獣害防止対策事業の中で防護策の支援ということがございます。防護柵を設置するのでも、獣害というか、サル、イノシシ、シカとそれぞれの動物がおるわけですが、シカの被害というのは、稲作であれば、田植えが終わって少したった時期に非常に被害が多いということで、稲の新芽を食べる、そしてそれが何回か続くと、その年は、その部分の米がとれなくなるということがあるのですが、稲作をした後というとな月上旬から中旬にかけてされると思います。そしてその後すぐに防護柵を設置しようとしたときに、今のままでいくと予算は通って、予算は決まったけれども時間的な問題で、非常に難しいという現状があるのですが、その点は認識があるのかどうかお答えください。

●農林水産課副参事

シカの被害に対しまして、防護柵の時期がどうなのかということでお答えをさせていただきます。

一応ですね、事業要望というのを前年度の2月にさせていただきまして、3月から4月にヒアリング、そして割当内示というのを4月上旬頃と考えておるわけですが、昨年につきましては、ちょうどその時に、東北の震災の関係がございましたことから、時期が2カ月ほどずれまされたことがございます。その辺のところで地元の農家の皆さんには大変迷惑をかけたと思っております。今年につきましては、今のところそういうことがございませんので、なるべく早く割り当てのほうをさせていただきたいと思っております。

○世古委員

今、言いましたように5月中旬ぐらいになると、見積もりとか発注とかのいろんなことをしていくと時間的な余裕がないのかなと思いますけれども、シカの被害というのは、伊勢に限らず三重県下のいたるところであると思いますので、この辺も他の市町と情報も共有されながら、また、三重県におきましては、24 年度からは獣害対策ということでひとつの部署が設置されると聞いておりますので、その辺は連携をしていただいて、やはり24 年度の予算であって、24 年度に使おうと思ったことに使いづらいという点を認識していただいて今後検討していただきたいと思います。

◎長田委員長

他に御発言はございませんか。

中川委員。

○中川委員

この項目で、環境保全林の関係でちょっと御質問をしたいと思いますが、ここの予算説明資料の中では三郷山ともうひとつ、山の間伐ということが載せてありますが、神宮林は別といたしまして、伊勢市の山林の面積に対する間伐率と申しますか、それをご存じならお聞きしたいのですが。

●農林水産課長

伊勢市の森林面積でございますけれども、全体的に約1万971ヘクタールございます。その中で間伐をしてまいりました面積とパーセントですが、18年度から23年度までで186.28ヘクタール。伊勢志摩森林組合で行った間伐率は3.3%でございます。また、参考ではございますが、神宮のほうでやっていたいておる間伐もございます。そちらをあわせますと約25.3%の間伐率と理解しております。

○中川委員

私も実は山を持っている方と長年お付き合いしておりまして、間伐した山というのは、いわゆる下から見ますと青空が見えるのが、一番状況がいいというので、こういうのが、山が生きた状態やという話を聞きました。山というのは、伊勢でいえば今一色や大湊やそういったところに影響がものすごくあるわけですね。いわゆる命の源なんです。そういう意味では、25.3%というのは、私は決して妥当ではないと思いますし、これから温暖化を含めて、治水の問題、日本一の清流宮川があるこの地方で、やっぱり引き継いでいかなければならない大事な問題だと思いますので、改めて何をしろということではないのですが、いわゆる間伐率の向上をどうしても優先しなければいけないというのが事実だと思いますし、国の施策としても昨年、一昨年ぐらいから、いわゆる林業の間伐を含めて、大きな問題になっておるんで、市のほうもそれとタイアップしながら今後進めていただきたいということで、返答はいいんです。そういう認識を新たにしていきたいのが私の気持ちです。

◎長田委員長

他に御発言はございませんか。

福井委員。

○福井委員

119ページ、3番病虫害防除事業、1の森林病虫害防除事業についてお伺いします。

これは、いわゆる海岸線等の防風林、松林の松食い虫対策ということでございます。

皆さんはほとんどの方がご存じかと思いますが、二見の海岸、広範囲に渡っておりますが、旅館街とか、海水浴場、御塩田付近、あの辺はそんなに枯れてはございません。樹幹注入ということでやっていますのでね、非常に助かっておりますが、それ以外のところはほとんど全滅状態になっておると、今一色方面、西・荘付近は、非常に真っ赤な状態で、紅葉じゃないかと思うぐらいの松が悲惨な状態です。その対策として、新しい苗を植えていただきながら、県のほうもしていただいて、新しい苗については成長しておるということですが、従来の大きな木については、ほとんど壊滅状態ということでございます。

松食い虫自体は5月、6月あたりに活動して、松の在線虫、松を枯らす病原体ですが、それを体につけて、それぞれが新しい元気な松のところにいって、それが原因で新しい松も枯れてしまう

と。5月、6月辺りから動き出すということです。枯れている松については、その時までには本当は伐採して対策をしないとどんどん広がっていくという現状があらうかと思います。

そういう中で、今一色、西・荘付近の松林ですね、今黄色になっておりますが、それがいつまでたっても枯れて立ったままという状態ですけれども、その辺を早く伐採するとか、何か手を打つようなことは考えていないのですかね。

●農林水産課長

委員御指摘の松食い虫につきましては、以前からいろいろと御指摘をいただいております。伊勢市、合併してからかなり松の枯れた部分については、伐採・駆除をしております。ちなみにこの23年度までで、2,500本ぐらい、以前ちょっとそのままの状態で放置されていたというのも、原因があるかもわかりません。やはりその中で、官地部分ですね、伊勢市が所有している部分については、倒木処理というのは可能になります。ただし個人さんがお持ちの分というのは承諾をいただいて、その被害のまん延を防ぐというのが大きな前提ではございますが、それは地上散布なり、今おっしゃっていただいた樹幹注入などをしながら進めていくという方向性で進めておりますので、個人さんのところについては、なかなか御理解をいただくというのは、完全にはできておりませんので、そういったことについては、御理解をいただきたいと思います。

○福井委員

御塩田から西にかけては、個人の土地がかなりあるということは聞いておりますが。ゆくゆくは市のほうでそういう部分、公的な場所として、だんだん変えていくというようなことも聞いておりますが、現段階ではまだまだ個人の土地が多い。しかしそれだからと言って、そのまま枯れて立っているものもたくさんございますので、それがそのまま置いてあるということになりますと、また新しいものにもどんどんいつてしまいますので、松くい虫の被害がですね、やはりその辺をもっと積極的にですね、まあ二見の松の大事さを理解していただいておりますが、もっと積極的にしていただきたいと思いますが、今後の進め方、もう少しその辺に力を入れていただくわけにはいかないでしょうか。

●農林水産課長

委員の御指摘のとおりだと思います。本当に駆除をしていかなければならないのは十分承知しております。先ほど言わせていただきましたように、個人さんの部分もございますので、その辺はその方とも協議をしていかないかん。ただし最大限していくというのは、やはり時間がたてば自然にこけてくるものに関しては、倒木の危険がある、それは率先してと考えている。ある程度の年数がたてば松食い虫もいったん出た部分がありますので、そういった中で新たな部分というのがやっぱり大事なとは理解しておりますので、ちょっと若干その辺については、今後対策としては考えていかないかんとは思っておりますけれども、今の時点でどういうふうにしたいというのはちょっと考えさせていただきたいと思っております。

○福井委員

そういう面ではちょっとはこれから積極的にいっていただきたいと思いますのと、去年お夏ごろだ

と思いますが、中学校の東側にあたる市営グラウンドの入り口ですね、あの辺に平和の塔がありますが、そここのところに松が2本ほど枯れてそのままになっておりますけれども、それを何とかしてほしいというふうに依頼が出ておるといことですが、まだそのままになっておりまして、見た目にも悪いですし、それが松食い虫での原因によるものかなとも思うのですが、その辺の原因は調べられたのでしょうかね。それとその辺の対策ですね、今度切るとか、また例えば松食い虫であれば5月、6月までに切っておかないとまた余計にまん延するということになりますのでその辺についての今の状況について教えていただきたいと思います。

●農林水産課長

部分的な管理が違うところもございますけれども、確かあの部分については今年度対応をしていく形で我々もちょっと聞いております。それ以外の、海水浴場につきましても、そういった形で、とにかくあの大きな立派な松の中で枯れている部分、確かに茶色になっている部分というのは、さびしい部分がございますので、ちょっと今の中でのそういう考え方であったと私は理解しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○福井委員

新年度に入って、4月、それからすぐ5月、6月になってきますので、その辺を切るのであれば早く、早々にでも実行をいただければと思いますのでよろしくお願いします。回答はよろしいです。

《項3水産業費》(目1水産総務費) 発言なし

(目2水産振興費)

○中村委員

水産振興費でちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

特にことしの予算で水産振興対策費として漁礁の効果の確認とか稚魚の放流とか、いろんな活動を、干潟の保全活動とかいろんなことが昨年と同様にやっていこうという計画をされておるわけです。大変漁業の振興対策として御努力はいただいておりますが、実際にその成果というものが、漁業の漁獲高とか、さらには漁獲量とか、そういうものに結果として当然出てこなければいけないと、このように我々判断をするわけです。投資することによって、それなりの効果を期待すると、こういうことになるわけです。特に漁業の漁獲量、漁獲高、黒ノリとか魚類ですね、この内容を見ても平成20年から23年ぐらいまで2割から3割ぐらいの生産量、生産高が減少してきておるわけです。特に魚類の関係を見ますとアナゴの漁獲量というのが、平成20年から量的には半減、非常に減ってきておるわけです。つまり伊勢湾でもアナゴが獲れないというような環境まできておるといっても過言ではないというように、この結果を見てみるとそのように私は言えるのではと思います。例えば伊勢の底引き網漁業関係をもても、例えばクロダイとかスズキとかカレイについても、2割から3割減少しておるわけですが、その中でも一番アナゴ関係が半減してきておると。もう伊勢湾でのアナゴは食べられないというような状況にまできておるわけです。いろんな活動をされてこれからもうやっていくということで今回予算化されておるわけですが、この点どのような分析をされておるのか、まずお答えをい

ただきたいと思います。

●農林水産課副参事

委員の御指摘のとおり、最近の漁獲高は減ってきております。特に黒ノリにつきましては、前年比でいきますと、2割減、それから魚類につきましては、1割から2割程度減ってきております。その中で、漁業者の方、大変御苦労されていると認識しているところでございます。

○中村委員

この伊勢の漁業、例えば底引き網漁業についてもほとんど船が出ない、港につけばなしで船が出ていないという実態です。月に何回か出る程度で。それは獲れないから、我々も行かないんだというようなことが実態ではないかと思います。この点、やっぱり私どもも伊勢の漁業に対しての非常に危機的な状況に対して危機感をもっておるわけですが、今少し御答弁いただいたのですが、ところが御案内のようにアサリ関係はずっと右肩上がりです。これは私昨年予算で質問をさせていただいたノリとアサリは共存共栄なんだということで、御質問をさせていただいたのですが、定住自立圏構想を少しお話させていただいたのですが、この底引き網が減って、ノリが若干減って、アサリがふえてきておる。アサリがふえてきた原因はどういうふうに分析されておりますか。

●農林水産課副参事

アサリでございますが、平成21年度が144トン、平成22年が271トン、23年度が365トンというように23年度につきましては大変数字があがっております。その理由でございますが、こちらにつきましては昨年、東北大震災がございまして、津波被害がございまして、台風もございました。その関係で伊勢の地先というのは、その津波とか台風の関係で流れたのですが、実は他の地区で大量発生というのがございまして、そちらのほうへ獲りにいった関係で伊勢市の分がふえていると、共同漁場というのがございますので、そちらのほうへ獲りに行った関係で伊勢市の漁獲高がふえた。実際には、伊勢市の前にはなかったのですが、そういうふうな関係で、ことはちょっと異常な数字が出ております。

○中村委員

東日本大震災、地震の影響で、どこかのアサリがどこかへ流れたと。それが伊勢の漁業者としては、そこで一応できるから、そこまで行ってアサリの量がふえた。こんなような後答弁をいただいたのですが、実際にいつまでそういう状況が続くか、ことしで終わりなのか、そういうことはよくわからないわけですが、実際に今の漁業の実態を見てですね、アサリは一時的にふえたわけですが、底引き網、私は、メインは底引き網ではないかと思うんですよ。だからそういう意味では今の実態が、もう憂慮すべきような状況に来ておると。確かに両組合等々と皆さんお話をされているような対応策を当然検討されておられると思いますが、特に漁業組合の皆さんとこういうふうな話は、議論はされたことはございますか。

●農林水産課長

委員の御指摘の漁業とのそういった協議についてということで、種々いろいろと協議をさせていただいております。

今アサリの話が出たのですが、アサリにつきましては、先ほどノリ網とアサリの関係ということで、中村委員や以前にも宿議員、長岡議員からもいろんなアドバイスをいただいております。そういった中で、24 年度に、今度、県が協議会のほうですが、そういったカキの殻を利用したりとか、そういった方法で試験的な検証を進めてまいります。その中でやはりどういった方法がいいのか、できれば貝の定着等、今後期待の持てる部分があると思います。それと以前から言われております、貝質をやっぱり安定させる、そこら辺につきましては、大変難しい部分はございます。以前漁礁を設けて、その中で、そのブロックへの魚の付きぐあい等を十分検証をしております。そういったことを今後、その効果等も、地元の漁師さんと成果について話し合いながら進めておるのですが、それがなかなかそこまで 100%までいたっていないというのが現状でございますが、いろいろそういった新たなことに向けて、漁師さんとも、また伊勢湾漁業ともいろいろと協議はしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○中村委員

漁業振興ということで大変難しい、永遠の課題ということになるのですが、ぜひ課長が答弁されたような内容を進めていただいて、少しでもいい結果が出るような方向で御検討をいただきたいと、こんなことで終わりたいと思います。

(目 3 漁港管理費) 発言なし

(目 4 漁港建設費)

○福井委員

123 ページの津波・高潮危機管理対策緊急事業ということでお聞きします。

これは東豊浜地内の護岸堤防の 70 メートル分ということでございますが、護岸堤防に関しまして、津波対策、護岸の老朽化等の対策ということで全国的に今対策を急がれておりますが、二見におきましても、二見町の今一色、荘、西付近、茶屋地区あたりについては、今着々と進んでおりますが、まだ先ほどいいましたけれども、今一色、荘、西地区の護岸については、まだ大した動きもございません。県のほうで測量と、そういうことがいろいろと聞かれておりますけれども、現在の状況ですね、進行状況、それから見通し等が、もし今の状態でわかればその範囲でお聞かせ願いたいと思います。

●農林水産課長

委員の御質問の津波・高潮対策の我々農林水産部署の行う部分でございますが、先ほど言っていたいた東豊浜の護岸で、かなり老朽化した部分でございます。これについては、大変事業名としては立派な名前が付いておりますが、基本的にはこういった補助事業を受けるための事業で、老朽化を解消する事業でございます。70 メートル進めまして、現状とほぼ変わりのない整備を進めていくのがこの事業でございます。私のところは以上でございます。

●高谷都市整備部次長

私からは県の事業を御報告させていただきます。後ほど土木費の港湾海岸費でも触れさせていただきますが、今、二見地区の海岸侵食対策ということで、延長が 3,518 メートルの延長のうち、今福井委員から御説明ありました旅館街のところ、これは二見工区といいまして、758 メートル、これが今事業化されて、突堤とか護岸の整備がされております。引き続き 24 年度も整備をされているということでございます。今一色工区が残っておりまして、これが 2,760 メートルでございます。これにつきましては、今現在県のほうで予備設計ができてまして、詳細設計に入っていた。今後、断面決定等がされる予定になっております。

○福井委員

今一色地区について、今設計に入っておるということですが、測量等をしておるのは見えたのですが、中の空洞化等はどこまで把握しておるのか、ある部分、その全体の中での、今 2,760 メートル言いましたけれども、その中で、この部分が一番老朽化しておるよというような御指摘もありましたけれども、全体的に空洞化についての状況というのは、その辺の市への報告はまだ全然ないのでしょうか。

●都市整備部次長

これは、実は 3 月 8 日の県議会で県土整備部の企画常任委員会というのがありまして、ここで、この空洞化についての説明がありました。県下で 200 地区の空洞化の箇所がありまして、今この 200 箇所を早急に直さなければいけないということで、ここ 4 年間で整備されるそうです。伊勢市では 19 箇所空洞化があるということで、報告がありました。

○福井委員

伊勢市では 19 箇所ということで、場所も多いということで、優先順序というものもあると思いますが、二見の部分、今一色工区については、10 数年も前からかなり老朽化の部分指摘しながら、区長会等も通じて要望を毎年出しているところでございます。実際に現場を歩いてみますと、堤防の波返し部分の部分が崩れて、ひびが入って、塊が落ちておるというようなところもございます。大きな津波がどんときたら、がさっと倒れるんじゃないかというような心配もしております。さらに空洞化もしておればひとたまりもないんじゃないかなと思っておりますので。

県の事業の進行のぐあいをみないと伊勢市がどうこうというわけじゃないでしょうけれども、そういう面で地元の要望がかなり強いものがあるということだけ申し上げながら、ぜひとも積極的に進めていただければありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

【款 7 商工費】《項 1 商工費》（目 1 商工総務費）

○宿委員

伊勢志摩総合卸売市場の出資金のことで若干御質問申し上げたいと思います。

今回予算が 1 億 7,100 万ということで載っております。今回この 1 億 7 千万の伊勢市分ですから、

負担ということになるのですが、この4億円の負担をするということになった経緯ですね、総合卸売市場へ4億円の増資をすることになった経緯の御説明を願いたいと思います。

●商工労政課長

伊勢志摩地方卸売市場につきましての財政支援、負担にかかる1億7,100万円のことにつきましてお伺いいただきました。

こちらのほうにつきましては、開設以来伊勢志摩地域を始め、各市町への野菜、果実等の生鮮食料品の供給を行ってきたところでございますが、開設以来のですね、借入金等を随時、売り上げをあげながら返還をしてきたところでございますが、平成22年度末現在、そちらの残金約8億2,782万円の借入金が残っております。中でも長期借入金の一部、こちらのほうが4億円となっておりますが、これが利息の返済のみで借り換えを行っている状況となっております。このような状況から、卸売市場におきまして検討委員会等が設置されまして、健全経営の取り組みと併せて改善を図る取り組みにつきまして、協議を行ってくるとともに調整をされてきたところでございます。この中で株主であります各市町並びに卸会社のほうでの財政支援というふうなことで今回の報告が出されまして、平成24年度に財政支援を実施するというふうなこととなったものでございます。

○宿委員

そうしますと、今回は増資ということで出資金ということになったわけですが、一般的に経営が非常に困難というときには借入金というような形で、お渡しをするということに、1つの選択肢としてあると思いますが、その選択肢をとらなかった理由は何でしょうか。

●商工労政課長

委員の仰せのとおり、財政支援の方向といたしましては借入金というふうな方向もあるということでは検討はさせていただきました。現在先ほども御報告させていただきましたように、約8億を超える借入金がございます、こちらのほうも毎年返済ができるような状況の中でお返しをさせていただいておるところでございますが、こちらのほうの財政支援、約4億円を借入金として取り扱った場合、こちらのほうが先々の償還というのが、当然借入金でございますので出てまいります。これが先々の管理会社としての経営に非常に金利並びに償還についてのものが、財政についての圧迫になってくるというふうなことで協議はさせていただく中で、今回増資というふうな形での方向を出させていただいたところでございます。

○宿委員

23年2月の産業建設委員協議会で2億1,600万円の借入残高についての償還計画が出されました。その初年度というのが、平成22年度200万円ですよね。23年度200万円ということで、24年度から400万円ずつ償還をされるということになっておりますけれども、それで平成40年ですね、実際は41年の3月30日に1,800万円という、年額ですね、1,800万円を支払い2億1,600万円償還という計画がたっております。

今回の4億円の出資金をさせていただくわけですが、この計画自体に変更というようなことが生じてこないのかどうかの確認をしたいと思います。

●商工労政課長

こちらのほうにつきましては、委員の仰せのとおり平成 21 年までに市で貸し付けを行いました 2 億 1,600 万円に対しまして、管理会社であります卸売市場から償還をしていただくというふうな形で計画を出していただきまして、現在償還についても進めていただいております。こちらのほうの金額につきましては、期間は少し長くなりますが、現状の経営の状況、また他の借入金、あるいは有利子の借入金等の償還の時期、完了の時期をみまして、現状の中で返していただける、返すことができる金額について算定をさせていただきまして、この計画として出していただいたものですので、市のほうといたしましては、この計画に基づいて償還をしていただけるものと確認をしているところでございます。

○宿委員

わかりました。今まで伊勢志摩総合卸売市場の経営についていろいろと御議論があったかと思います。それはやはり卸売市場の環境といいますか、商品とか、生鮮食料品の関係の環境自体が非常に変わってきておるということですよね。総合卸売市場を経由してということがなかなかなくなって、農産品まで直接取引をするような状況になってきたので、なかなかその手数料を—そこで稼ぐ—言い方はいけませんが一通さなくてもいいというようなことになってきたわけです。そんな状況の中で今回 4 億円の出資の決断をして、そのうちの 1 億 7,100 万円を伊勢市が負担するという事になったのですが、これで卸売市場が再生をされて、潤滑にこのお金が、借入金の返済にまわって、潤滑に活性できるというような形になれば、それはありがたい話だと思うんです。でもまあ、この卸売市場についても、伊勢志摩の大事な台所を担っておるわけですから、それだけの目的がきちっとされておるということも言えるかと思いますが、実際にはこういう増資をするというときの考え方としては、今までいろいろされてきた手法が、非常に頭打ちになってきたと。それで増資を願って新しい活性化事業をやるために、出資を募って 4 億円を元手に違う形の経営をやっていくんだというようなことであれば、わりとわかりやすくすすきりするわけですが、今までの状況からあんまり変化がないような状況の中で、償還の計画もある、また 4 億円の出資の中で、伊勢市が担う分もあるということになってくると、なかなかその辺りが民間的な経営手法から考えるとすすきおりてこないわけですね。その辺りはどのように市民の方に説明をされていくということになるのでしょうか。

●産業観光部長

市場につきましては、大変御心配をおかけいたしております。

ただいま宿委員から御指摘をいただきました、本来であれば積極的な増資というのが望ましいかと思います。今回この増資をお願いするわけでございますが、新たな事業をするためというよりも、むしろ市場の負債を身軽にするためということがございます。その後には民営化ということも含めまして、100%民営化ではございませんが、第三セクターでございますので、民主導の経営という方向にもっていきたいということもございますので、それを前提として少しでも借入金等を返済いたしまして、身軽にして、その方向に進めていきたいというふうなことを考えております。

○宿委員

今回の出資金の増資の内訳は、大体今までの出資の所有株というのですかね、それに準じて分配をしたということで、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、玉城町、南伊勢町、それと関係の2企業が出資をされておるわけですが、銀行関係が2件あるわけですが、ここからの出資がなかったということですが、これについてはどういうことでしょうか。

●商工労政課長

委員仰せのとおり株主である関係市町及び卸会社のほうから今回出資ということで、金融機関のからは、出資はいただいております。かねてこちらのほうの出資あるいは財政支援等の実施につきまして話をさせていただく中で、金融機関にもるお話をさせていただきまして、増資等についてのお話をお伺いしたところでございます。現在のところ金融機関等におきましては、いわゆる投資等にかかる財政支援あるいは増資等につきましては、基本的には控えておる、実施をしていないというのが実情であります。また、こういう施設の状況から、配当等をもとめないというふうなところから、そこら辺の意向も非常に強いものがあるということで、また他の金融機関さんにおかれましては、現状からいたしまして、所有されております株式のほうを譲渡あるいは一般のほうに戻すというふうなことのお話もいただいたこともあるわけですが、そちらのほうにつきましても御協力をお願いいたしまして、現状として合意をさせていただいておるという厳しい状況となっておりますので、現在金融機関のほうからは出資をいただいておりますという状況でございます。

○宿委員

大変長い説明だったのですが、わかりやすく言うと、銀行サイドでは出資に至らんということですよ、その経営内容でということになるとですね。新しく出資をするまでもなくて、大変厳しい内容であるから出資を控えたいということが結論であったと思うんですね。それだけに今回の伊勢市負担分の1億7,100万円、各市町の分を合わせて4億円になるわけですが、有効に使われるのかなということは非常に危惧するわけなんです。それで、財政支援の効果と、卸売市場の今後の対策というところをちょっと読ませていただくと、経営基盤の確立と自立経営への転換を図っていくということがかかれております。具体的に伊勢市としては、なかなか経営の中まで手突っ込んでということの状況ではないわけですね。その中でこういうことを将来の展望として、目標として、こういうことをかかれておりますのでもう少し詳しく御説明をいただけますか。

●商工労政課長

卸売市場について、将来自立的な経営をしていただくということが一番望ましいところでございます。今回財政支援をしていくにあたりまして、経営改善に対する取り組みにつきましても、卸売市場さん等々をはじめ、御協議をいただいたところであります。まず1つは、経営改善を実施していく中ということで、例えば管理会社としての取り組みで、経営のスリム化を図っていくというふうな取り組みを実施させていただいて、まず経費の削減を図る。卸会社等の御協力をいただきまして、例えば卸売市場のほうで活性化にかかる記念イベントや、自ら収入を得ていく、取扱高を伸ばしていくというような形での取り組みの実施をしていただきまして、収入をあげていくというふうな形で最終的に自立経営を目指していくというふうなものでございます。例えば具体的なものでありますと、青果

の関係では、自ら野菜加工の施設をつくりまして、それをスライス加工してパック詰めをして流通を多く流して、その元の野菜を自分ところの青果のほうから買い上げて流通にのせる。あるいは魚類のほうとしては、魚等の切り身やスライス加工を実施する施設をつくりまして、そちらのほうで小売り店舗さんのほうにたくさんの魚を扱っていただけるようにという形で自助努力をしていただきまして、収益を上げて、最終的に取扱高につなげていきたいと、こういった形での自立経営を目指しているところでございます。

○宿委員

今る説明をいただきました。たぶんそれは魚類も青果も必死になってされておることだと思いますが、私が申し上げたいのは、4億円の出資と同時にその辺りのことが実質的にきちっとされておるかどうかの経営的な面をもう少し掘り下げて行政側も確認をするような手法をとっていかないと、この時には、こういう手法で4億円の出資をしたけれども、それがこの4億円の意味がなくなってしまうということになると困る話なので、その辺りをもう少し確認を具体的にしてほしいと思います。

この資料にもつけていただいておりますが、取扱高というのが表記されております。20年、21年、22年ということで、例えば21年と22年の額を見てみると、96億1,940万円ということで、21年度取扱額が出ています。22年度になると2,620万円の増になっていますよね。96億4,560万円ということで。しかしながら収支の状況をみても21年度と22年度で収益が1億2,512万6千円と、1億2,254万9千円ということで、収益が257万7千円の減額になっておるんです。こういう比較をみると、ただ単に取扱高がふえただけでなるものなのか、ちょっと中身が我々はわかりませんから、その辺りのことをやはりきちっと細かく経営内容も含めて確認をしていくという手法も大事なということ、これだけをみても思うわけです。そのことと、やはり安定化するための問題としては、今土地を所有、4万8,600平米ぐらいの広さがあったと思いますが、あれ全体は使われていないかとは思いますが、何かの、都市計画上の区画の割りがあるとしても、やはり土地の有効活用というのか、売却を一部してでも資金にあてるとか、いろんな考え方があると思うのです。民間経営というのはそういうところも含めてされることだと思いますので、その辺りのことをどのようにやっていくか、今後将来的な方針だけ市長にお答えになっていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

●鈴木市長

今回の市場に対する当市に関しましては、非常に大きな税金を投入するということでございます。この件にあたりましては、やはり市場の再生というのが、非常に大事であるかと思っております。ただし、議員のおっしゃるとおり流通の状況というのは、過去とは随分変革をしまして、そう簡単には再生は難しいというのが現実としての問題点であります。これまで行政がある意味主導的に経営に携わってまいりましたが、このあり方についても、きちっと将来の方向性を論じていかなければならない。そういった面では副市長をトップとして改善の委員会を開かせていただきました。このことから民営化も含めて、この運営形態につきまして時代にあった市場をつくっていきたいと思いますので、ぜひとも御指導を賜りたいと思いますし、御理解賜りたいと思っています。

◎長田委員長

他に御発言はございませんか。

中山委員。

○中山委員

ちょっと私もこの点について御質問いたしたいと思います。

私、この卸売市場が設立されたその当時からみますと、随分、経営形態が変わってきておると思います。それと先ほどの答弁で、今これ、民に移管するとかどうか、これ第三セクターでしょ、第三セクターの基本というのは50%以上、過半数以上は官が議決権を持つということで、出資金がその当時からそうになっているんですよ、第三セクターは。民にはいかないと。完全なる第三セクター方式というのは、民がじゃなしに、官が主導権を持ってやっていくということで、設立されたのが今の卸売市場であるわけですね。当初、この私はやっぱりこの施設が、やっぱりこの地方に対する生鮮食料品の安定供給を図っていくということで、その目的でもって設立をされたのが、卸売市場であるわけですね。その設立当初の趣旨から現在もその目的は変わっておらないと。ただし経営形態が変わってきておるということに着目しなければならん。第三セクター方式のそういうようなことが、そう簡単に、この第三セクターを解消して民に移管するということのようなことは容易なことではない。あなた方は非常に簡単に考えておられるけれども、そこで先ほども議論があったけれども、なぜ増資なのか、借入れではないのか。借入れがもうできない状況にあるということですよ、これ今。現実的に借入れができないから増資ということで。それで各市町に増資をさせる、2つの企業に増資をさせる、そうしたら先ほどの議論じゃないけれども、金融機関は、これ今の話じゃないけれども、もうこの卸売市場に見切りをつけたわけですよ。はっきりいって。増資をしておったら、とてつもないけれども、これ以上泥沼に入りたくない。金融機関なんかは非常にそういう点についてはシビアですから。第三セクターで官が入っていようが、入っていないか、そんなことは関係なし。この経営の状況をみて、これ以上かかわりたくないというのが、やっぱり私は金融機関の非情な・・・、金融機関なんて非常に非情ですから、そういうものをもちあわせ今回の判断をしたということですが、本当に今回、この立て直しをしていく増資でもって、本当に将来この卸売市場が再生できるという確信をあなたがたはもっておられるのかどうか。

●産業観光部長

確かに卸売市場の流通、販売高等につきましては、厳しいものがあるというのは御承知のとおりでございます。今回先ほどの4億円の増資については現在卸売市場の長期の借入金約7億円あるわけですが、そのうちの4億円については、毎年借り換えをしておるというような状況でございます。

4億円を借りて、4億円を返すということになっております。それに対する利息が1千万円弱で毎年支払いが生じているということでございますので、この機会にご無理をお願いいたしまして、その4億円の借り換えの部分をなくしていきたい。そうすることによりまして、約1千万円弱の分が他の貸付金等の返済、あるいは事業の運営にあてられるということでございますので、そういうことから今回協力をいたしまして増資をお願いしていきたいということでございますのでよろしくお願いいたします。

○中山委員

いみじくも今あなたが説明されたことですよ、それだけの借入れがあつて、返しては、また借

りてと自転車操業ですが、経営の内容として一番悪い、その形態が今ここにある。やっぱり自転車操業をやっておるわけでしょ。だからさっきも言ったとおりその実態を一番よく知っておるわけですから。自分ところも出資しておるわけですし、内容がわかっていますから、これ以上、いわゆるその中へ向けての経営参加をしたくないというのが、もうこれ以上何とか解消しようというのが、金融機関というのはそういうものですから、いわゆるもう回収の態勢に入っておると既に、早くから。だからもう正常な企業経営ではないわけですね、既に破綻しておるわけでしょ、これ。私はそう思いますよ。もう正常な会社運営、企業運営ではないわけですね。もう破綻をきたしておると。片一方では借り入れはもう拒否されておる、出資もまた金融機関はやらない。だから否応なしに官でやりましょう。また民のいわゆる2つの企業、鮮魚と野菜がやりましょうという形になって、金融機関は逃げたということになってくると、果たして今の話やないけれども当初の目的は、その目的は必要であって、なおかつそれはいわゆるこの地域におけるところの生鮮食料品の供給安定を図っていくというこのものは、私はこの地域の者としてやっていかなければならない。やっていかなければならないけれども、果たして先ほどから言っているように、現在そういう生鮮食料品の流通とかいろんなこと、今の環境が変化をしてきておる。非情に厳しい。おっしゃるように厳しい。どんどんと今の状況が当初から見ると随分変化をしてきておる。そういう中で果たして、痛いところに膏薬を貼るようなことをして体が治るんかということと同じだと思うんですよ。だから、本当に抜本的な、この伊勢市の卸売市場の本当の意味での経営改善を図っていくのかということの、これはきちっとしたメスを早い時期に入れないと、このまま、この問題というのは、私らも旧小俣町の中で、この時にはようけ過去にも出資やどうやとありましたよ、これ。その都度、その都度に声を大きくして言ってきましたけれどもね、何ら過去においても経営改善がされておらん。だからそれは今の惰性でそういうふうな形になってきておるということはわからないことではないんやけれども。それでさっきも言ったけれども本当に今回こういうような増資をいたして、果たして経営改善が図れるのかどうかと。それで先ほども市長の答弁の中で副市長を中心にして、何かそういうような検討会議というのかな、何かされたということで、そこら辺はどうなのか。

●松下副市長

実は昨年検討委員会を8回開催させていただきました。これはいわゆる両卸の関係、他の市町の担当者も入っていただきまして、検討したわけでございます。それで実は今回の4億円の増資につきましては、他の市町さんも大変御理解をいただきまして、予算計上をしていただいております。両市場もあわせまして、1億7,390万円、これだけの増資をいただくというところでございますので。それと、おっしゃっていただきました経営改善の方法でございますけれども、いわゆる管理会社のほうにつきましては、一般管理費の大幅な削減とか、そういったものを現在検討させていただいております。現在手をつけたものもございます。そういった方向で進んでいきたいと思っておりますので、ひとつよろしく御理解いただきたいと思います。

○中山委員

8回も9回も10回もいいのですが、私はやっぱりそういう点では、私は聞いておりますけれども、各市町、伊勢市は喜んでしなければいかんけれども、それはあんまり、今回の増資に関しては現実に聞いておるけれども、快しと思っていない市町はありますよ、これは。だからね、そこら辺がやっぱ

り認識が甘すぎるし、市場に関して特にそういうきらいはありましたよ。だからそこら辺をね、私はもうやっぱり一層のことね、これは身内でやるんじゃないしに、外的な第三者機関のコンサルを入れて徹底的なね、実態解明をして、そしてどうしたら立て直しができるかということのね、それこそぎりぎりなところの議論をしてもらうということではなかったら、立ち直らないと思いますよ、これは。だからこれ今までこういうようなことで、何かだらだらといたしてきたというきらいがね、あるのですが、そういうような考え方、やはり伊勢市が主導権をもって、これ当初できたときには、皆さん、知らないかもしれませんが、あなたはこれ知っておられると思うのですが、これが開設されたときには、伊勢市から出向していましたよね。初代は鈴木善裕さんだったと思うのです。あの人が行って、経営形態というのは当初きっちりやって、ずっと安定的な経営がされた。これは第三セクターであるならば、官がある程度経営の主導権をもたんと私は駄目だと思いますよ。民間に任せておつては。だからその点はどうなんですかね。今言った前段の部分と後段の部分。

●副市長

他の県内の市場を見てまいりますと、現在の状況の中で民営化をされておるところもございます。ただしこれは今まである意味、逆にいきますと直営でやっておったから即民営化ができるというところがございます。ただその場合でも施設を新しくして民にお任せをするという形があらかたでございます。それが恐らく10億円以上のものの投資をして、施設を新しくして民営化をしていったという方向が出てきております。ところが私どもの場合はおっしゃるように第三セクターでございますので、即民営化というのは、なかなか難しいところがございます。私どもの施設につきましては、これは両卸会社も認めておるのですが、骨組みがしっかりしておりますので、大きな更新というところについては、現在のところ予想はしておりません。毎年若干の修繕を積み重ねながら、今の施設が利用できるというところがございますので、これから大きな投資が必要になってくるということについては、今のところ見込んでおらない。そういう中で、先ほど言いましたように業務内容等につきまして、あるいは一般管理費の委託の関係とか、それから現在ちょっと手をつけかかっておりますのは、職員の人件費の関係、その辺りにつきましても実際に手をつけさせていただきまして、正常な管理運営をしていきたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○中山委員

もうちょうど2時になるので終わらないかのであれですけども、私が言っていることに対してあなたの答弁になっておらんと思うけれども、私が言ったのはこういうようなままで進めていったら駄目ですよ。だからそこで身内でやっついては駄目ですよ。だからきちっとした経営コンサルタントなどを入れてね、一度経営診断をやってもらうと。今回こういうような形でやっていくことで可能なのかどうか、やっぱり経営が安定的に再建できるのかどうか。これはもう、もはや、先ほども言ったように金融機関は卸売市場についての評価をきちっとしておると思いますよ。口では言わないだけであってね。だから余計にきちっとした、そういうような経営診断をするということが大事なのではないかということを質問したのと同時に、あなたさっきよその市場がどうのこうのと、それは今の話やけれども、ここは第三セクターでやっておるんで、あなた方はさっきから民にしたらいいやないかと。民に移行していきますなんでことを言っておるけれども、民に移行しようと思ったら、その2つの企業、野菜と魚類が相当な資金が要求されてくるわけでしょ。そうなる。そんなのが現実的

にできるかといえはできないわけですよ。そうでしょ。できないものがなんで官から民へ移ることができるのかということを私は申し上げておるわけで。そんなことは、そんなできないことをいかにもできそうな妄想にかられておること自信がもはやあなた方の考え方の中に破綻をきたしておるということを私は思うし、だからこういうことになって、取締役会で恐らく議決もされて予算として出てきておるわけですから、ここでとやかく言いません。このことに関してはいかんといいとか、この予算に関しては。だけれどもそういうことを危惧する視点から考えるとこの際にきちっとそういうことに対する見直し、精査をしていくということを大事じゃないかなと思います。流通経路というのは非情に複雑化していて、もっともっと、この市場を取りまく、形態がものすごく難しくなっています。決していい結果を期待するような状況は生まれてきません。だんだん厳しい中での利益を上げていることが非情に難しいというような状況が、もう既に、もうやっぱりあるということなんですね。これ以上、これから先、今以上によくなるのではなしに、今以上に悪くなっていくと。いろんな状況が状況の中で、関係の中でね。ということもあわせて、考えていって、どうしていくかということで真剣に考えていただくということだけは申し上げておきたいと思います。

◎長田委員長

審査の途中ですが、10 分間休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 4 分)

(再開 午後 2 時 15 分)

◎長田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続けます。

目 1、他にございませんか

(目 2 商工業推進費)

○野崎委員

商工振興費の大事業 3 の TMO 構想推進事業、それから 4 の商店街等振興対策事業で少しお伺いさせていただきますと思います。

TMO 事業ですが、会社はもう既に 10 年経過しておるわけですが、商店街の活性化に大きくつながっているというような気配は申し訳ないのですが、見受けられないところもありますが、その辺りの成果としてどのようにお考えでしょうか。

●商工労政課長

TMO 構想推進事業補助金等についてお問い合わせいただきました。こちらのほうは市がかねてから、商店街の空き店舗対策事業として、実施をいたしまして、中心市街地商業の活性化を図ってきたところでございます。平成 14 年度からは、商工会議所が実施する伊勢 TMO に商店街の活性化モデル事業として補助金を交付し、空き店舗対策として、いくつかの取り組みを行ってまいりました。商業

まちづくり補助金といたしまして、商店街等が実施をいたします、発展及び活性化を目的とした、新たな魅力ある商店街づくりを行う事業、あるいはイベント等につきまして、補助金を交付してきたところでございます。

議員仰せのとおり実施してからおおむね10年を経過いたしました、これまで特に商店街等におきまして新たに出展をされたい方、店舗を改装されたい方等に商店街さん等の御協力、あるいは商工会議所のほうにありますTMOの事務局のものといろいろと協議をしていただきまして、そちらのほうの活性化事業に取り組んできたところでございます。

こちらの商店街活性化モデル事業といたしましては、平成14年度から22年度までの事業といたしまして、空き店舗対策事業として補助金を交付いたしました、約62件の店舗等に新設等に対して補助金を交付しまして開設をしていただいていたわけですが、当初からの年数もたって、経営等のあるところがあることから、そのうちの約半分が、事業を実施していただいております、現在も経営を続けていただいております。

また、まちづくり事業といたしましては、平成14年度からこれまで22の事業を商店街等で実施をしていただいております、例えば商店街連合会の事業であるとか、あるいは夜店、夜祭、ポイントカード並びに朝市等の実施の中で、新たな取り組みを実施していただきまして、地域コミュニティと併せて活性化を図っていただいております。この検証といたしましては、特に空き店舗等につきまして、商店街の中で非常に空き店舗がふえてきておる中でございますが、これを実施することによりまして、商店街のほうでも対策委員会を設置していただきまして、その取り組みについて、いろいろ御検討いただくとともに活性化を図ってきたところでございますので、それなりの効果として出てきておるのかなと思います。

○野崎委員

最後の締めがそれなりの効果が出てきておるのかなということですが、空き店舗率であるとか、通行量なんかはかなり数字としては下がってきていたんではなかったかなと。あんまりいい結果ではなかったのではないかなと思っておるのですが、もう一度数字だけで結構ですので教えていただけますでしょうか。

●商工労政課長

失礼しました。効果といたしまして、ちょっと1、2年の数字を申し上げますと、平成22年の末に確認いたしました空き店舗率というのが、約27%ございました。4軒に1軒自体が閉店をしておるというような状況でございます。また23年度につきましてももう少し詳しくということで、約30%を超えた数字となっておりますので、委員仰せのとおり空き店舗率は大きな改善には至っておらないところでございますが、この事業を実施することによりまして、30店舗等の店舗が現在のところで、その商店街の中、あるいは商店街の周辺で営業等を続けていただいておりますというふうなことで、それらのことについても効果として出てきておるのかなと。

またまちづくり事業といたしましては、これらを実施することによりまして、地域の商店街さん、それから地域自治会さんとの連携等を図りまして、地域コミュニティの大きな醸成につながっておりますのかなと考えております。

○野崎委員

ちょっと1点、考え方をお聞かせいただきたいのですが、この商店街の活性化事業について、伊勢市ががんばって何でも取り組んでいただいているのはわかっておるのですが、いろんな会議所さんと連携しながら、それから商店街の各事業者さんと連携をしながら進んでおるところは理解しておるのですが、今伊勢市が求めている商店街像と今の各商店街がもっている商店街像というのは、これは伊勢市としては、一致して進んでいるというふうにお考えでしょうか。

●商工労政課長

現在当課のほうで進めております、特に中心市街地商店街等の活性化につきましては、かねてからのにぎわいの創出というふうな形で、そちらのほうを目的に実施をさせていただいております。先ほど御説明をさせていただきましたTMO事業、特に空き店舗、あるいはまちづくり事業に取り組むといたしましても、それぞれの商店街の役員さんであったり、あるいは対策委員会の方等々と御協議をさせていただきまして、店舗に入るときの御審査、御協力をいただいたり、今後のテナントリーシングについての御意見をいただいたり、あるいはまちづくりを実施することにあたりましては、これを実施することによって、そちらのほうの商店街あるいは店舗のほうにどういった影響あるいはお客さんがふえるのかというミーティングとか、話をさせていただきながら進めておるところでございますので、同じような形のベクトルを向いた形で進めさせていただいておるものと考えております。

○野崎委員

今商店街で、現在も各商店街で営業してもらっておるお店、これに関しては、それぞれの努力で一生懸命やってもらっている、伊勢市を活性化させたい、商店街を活性化させたいという思いで同じベクトルを向いておるのではないかなと、その点は理解をさせていただくのですが、私の聞くとところの話によりますと、お店自体が元々住居と店舗が一体型になっておるというような課題もありまして、お店によっては、閉めた後は別に貸さなくてもいいと。特に営業をする必要がないから、私たち住んでいるから店舗として貸す必要がないといった考えであつたりだとか、そういったことで断られておるような話も聞いております。ですので商店街一体となって、商店街をもっと活性化するには、そういった貸し店舗や空き店舗の権利者の方なんかも、どういう形で進めていくのがいいのかというような、もっと根本的なところから解決しなければいけないかなと思うのですが、その辺りどのようにお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

●商工労政課長

委員仰せのとおり、商店街等におきましては、これまで自らお店を経営されておりまして、そちらのほうに住んでおりながらということでございますが、例えば高齢化であつたり、あるいは営業の流れがよくないということでそちらのほうを閉められまして、現状に至っているというふうなお店もあるということでございます。

仰せのとおりそこら辺につきましては、現状のところもこのままでおいてくださいとか、空き店舗ということでお声をかけさせていただいても現状のままでというふうなところで、そのままと言われるお店があるというふうなことも役員さんや私も担当も一緒にお話に入らせていただく中で状況としては伺っておるところであります。ただし、そちらのほうにもいろいろとお声をかけながら、

例えば使用料の問題であるとか、土地の問題、あるいは建物の使用权の問題というふうなものを少しでも解決になるような形で商店街のほうをにぎやかに、そこにお店に入っていただきまして、初めて活性化になるところでございますので、いろんな形での取り組みを進めながら、そういったところも減らしていくような形での取り組みを今後とも進めていく必要があると考えております。

○野崎委員

今、この商店街の問題というのは、正直なところをいいますと、かなり多面的に見ても難しい問題が多くあるのではないかなと思っております。ひとつは食べ物であれば話は別ですが、他の商品であれば、例えば通販であればインターネットで注文すれば12時間後には商品が届きます。どんなものであっても、遅くとも3日以内に届くのではないかなと思っております。値段なんかでも勝てる要素が薄いところも正直にいうと多いですし、品数でも勝てない。そうなってくると何を売りにして、どうやってしたら商店街が成功していくのかというビジョンとモデルをもっていないことには、今の段階では砂漠に水をまくようなものになってしまうのではないかなと、そういったことで私は危惧をしております。商店街として、若しくは伊勢市として、どちらのほうでも結構なのですが、成功するモデルといいますか、これをしていけば何年か後にはこういう形になっておるという明確なビジョンをもって事業自体を進められておるのかというのを私は非常に疑問なのですが、その辺りの成功するためのモデル、ビジョン、この道を進めば成功するものとしての計画というのはそもそもあるのでしょうか。

●商工労政課長

議員の仰せのように大きなビジョンをもってというふうな形が本当に望ましい形ではないかと考えております。全国的にも進んでおられる商店街もございますし、そちらのほう、例えば担当のもの資料をいただいたり、参考にということでございますが、先ほど委員御指摘のような形での問題があつてなかなかうまく進んでいないというのが実情であります。またこちらのほうの、市といたしましては、取り組んでまいりました中心市街地の活性化事業につきまして、御遷宮を機にというふうなこともありますし、ポスト遷宮ということもあり、今後につきましても以降に続いていけるような形の事業をというふうなことで検討させていただいておるところでございます。それにあたりましては、現在進めております、中心市街地の活性化事業の見直しとあわせまして、新たな、特に商工会議所さん等々の御協力をいただきながら、新たに取り組んでいったらどうかというふうな御意見をいただきながら活性化プランの策定につきまして、少しずつでございますが、準備を進めさせていただくとともに次年度ですね、そちらの方向付けも検討させていただくとともに、これまでの事業の検証あるいは反省も含めて、取り組みのほうについて考えさせていただいておるところでございます。

○野崎委員

検証していただくということで十分理解をさせていただくのですが、事業の検証にあたって、今まで行われてきた事業が成功であったか、失敗であったか、その辺についてもしっかりと数字的にも成果と、今後つくられる計画もそうですが、数字のしっかりした目標をもって、事業そのものが成功であったか、失敗であったかというのを、僕ははっきり出すべきじゃないかと思うのですが、その点だけ、最後にちょっとお考えだけお聞かせいただけないでしょうか。

●産業観光部長

いろいろ中心市街地についての御意見を頂戴いたしました。今後そういうふうな形で新たな計画を策定していくということにつきましては、その分も十分検証しながら進めていきたいというふうに思いますので、この後また、成功、失敗であったかということも判断しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○吉井委員

私は5番の中小企業活性化促進事業、住宅店舗リフォーム促進事業補助金についてお尋ねします。23年度の、これは現在の利用の状況というのをまずお聞かせ願いたいと思います。

●商工労政課長

こちらのほうにつきましては、平成23年度からの新規事業ということで取り組みをさせていただいております。市内にお住まいのかた、あるいは事業をされてみえる方が住宅又は店舗等をリフォームされる場合に、そちらのほうのリフォーム経費の一部を補助させていただくことによりまして、地域経済の活性化を図る、又は住宅店舗の安全性、あるいは商業の振興をとというふうなことで取り組みをさせていただいております。

昨年の12月末現在で締めております実績といたしまして交付決定分までということですが、111件、約988万円の支出見込みというふうなことで現在のところ動いております。

○吉井委員

この事業は、やさしさプランで平成23年度から始まったということで、この時1千万円の予算だったと思うのですが、そこで980万、111件と、12月現在の予定も入れてということなのですが、募集はいつから始められたのでしょうか。

●商工労政課長

本年23年度につきましては、広報等で御案内をいたしまして、6月1日から募集をさせていただきました。ただし当初は2カ月程度でおおむねいっぱいになるのかなというふうな形で調整をさせていただいたところですが、少し期間がというか、募集がまんぱんにならなかったところから期間を延長して実施をさせていただいたものでございます。

○吉井委員

6カ月でほぼ予算いっぱいまでいったということで理解をさせていただきました。ということは最初の2カ月はあんまり浸透していなかったのが、6カ月で早いスピードで多くの方が利用していただいた。これはやはりこういうふうなリフォームをして良かったよとか、そういうような御意見があって、それが広まったという、そういうふうな明るい要素のあるようなことだったのでしょうか。

●商工労政課長

委員の仰せのとおり、6月1日から御案内をさせていただきまして、最初出始めのころは、少しお

申し出いただきましたが、最終のまんぱんになるところにつきましては期間がかかったところがございます。ただし、こちらのほうの助成を実施させていただくにあたりまして、利用されている方からお声を聞かせていただきますと、これはリフォームをするきっかけになりましたかということで、おおむね6割から7割のかたがきっかけのひとつになったということでお答えをいただいております。

また施工される事業者さんにおかれましても地域経済の活性化、あるいは事業としての取り組みができたというような形でお声も少しいただいております。

○吉井委員

今の御答弁できっかけとなったというのはよく理解できます。地域経済の活性化までいったかどうかというのは、1年とかでは、なかなかこれは結果の出る、実感として出るものではないと思いますので、24年度のこれ2年やった時点で、まあさらにお聞きになったらどうかなと思います。その半年で、ほぼ1千万円近くいったということで、この24年度も同じ1千万円なのですが、ということは、これがもしみんなの評判がすごくよくて、どんどん応募があった場合はどうするおつもりでしょうか。

●産業観光部長

24年度につきましては23年度同様1千万円の予算の枠内で当初は進めさせていただきたいというふうに考えています。ただし、これは景気対策の一環ということもございましたので、先ほどどれくらい市場への流通があったのかというような話がございましたが、実は988万円ほどの補助金によりまして、市内における事業費、総事業費ですね、総事業費が約2億8,400万円というふうに伺っております。すなわち補助金の約28倍も経済効果的なものがあつたと理解しておりますが、そのような状況でございますので、様子も見ながらにはなりますが、24年度は場合によっては補正をお願いすることもあるかというふうには考えております。

(目3産業支援推進費) 発言なし

【款8観光費】《項1観光費》(目1観光総務費)

○世古委員

ここでバリアフリー観光向上事業について、まず1点確認させてください。

平成23年度ですけれども、当初予算4,200万円、3月補正でマイナスされておるんで当初の事業計画よりは、見込みがちょっとコスト的に下回ったかなという私の認識なのですが、それでよろしいですか。

●北村観光企画課長

23年度の実績でございます。委員仰せのとおり当初4千万円の計上をさせていただきました。24年2月現在で7件の817万6千円でございます。

○世古委員

当初見込みより少なくなった要因というのは、どのようなことがあるのでしょうか。

●観光企画課長

当初、予算としましては、補助金 400 万円を限度としておりまして、その 400 万円限度の 10 件分ということであげさせていただきました。実際使っていただいたのは 7 件であったのですが、補助金を使っていた平均でいきますと約 110 万円ぐらいです。この理由としましては、いくら事業費の 2 分の 1 を補助するということであっても、改修事業費に宿泊事業者さんも半分出さなければならないというところがありまして、現在の景気の動向なども考えると、その改修に踏み切れなかったというところがあるのかなというふうに思っております。

○世古委員

宿泊事業者さんのほうで工事する規模とか、内容とかが、まずわからなかったというか、当初の見込みより違ったということですが、先ほど言わせてもらったように平成 23 年度の 2 月末の実績から見ると平成 24 年度の予算というのは結構アップされておられると思うのです。ということは、23 年度以上に宿泊事業者の理解と協力を得られないといけないと思いますが、その辺どのような手立てをしていくのか教えてください。

●観光企画課長

現在も改修に協力をいただきました宿泊事業者さんに内覧会等の実施をしまして、この前はマスコミも入っていただきまして、周知を大々的にしていただきました。それと来年度も勉強会、無料相談等の実施をしまして、他の宿泊事業者さんも利用していただくように実施をしていきたいというふうに思っております。

なお、このバリアフリーの工事につきましては、大掛かりな工事だけでなく簡易的な工事も含めているというところで、そういったバリアフリーの意識をもっていただくということは大きな視点でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○世古委員

この事業については観光施策として非常に大事なところだと思いますが、先ほども言いましたように、宿泊事業者もやはり協力と理解を得られないと進んでいけないということで、なお一層宿泊事業者との連携を深めて進めていただきたいと思います。

◎長田委員長

他に御発言はございませんか。

工村委員。

○工村委員

同じく 129 ページ、目 1 の 3 の 4 おもてなし事業についてちょっとお聞きしたいと思います。

このおもてなし事業、今年度 3,778 万 3 千円と、3 千万ぐらい昨年対しまして大きく予算をもつ

ていただいております。遷宮を迎えて、また遷宮後のリピーター確保に非常に大切な事業と私は認識しております。

それで車いすの貸し出しについて少しお聞きしたいと思います。

平成 22 年度に内宮さんで 1 万 1,200 件ぐらい、外宮さんで約 2,800 件と、近年ふえているわけですが、高齢者、障がい者に対する思いやり事業ということでもあります。まあ高齢者、障がい者は、意外と一般の方よりは滞在の時間が長いということもございます。それから現在たくさん伊勢に観光客がいらっしゃっておりますけれども、なかなか現状の観光客をふやすということは非常に難しいというか、大変努力が、今以上に上乗せすることは非常に難しいと思いますけれども、今までなかったこういうふうな方々が、自由に外に出て観光をしてもらえらるという点については、非常にこれからの観光客増加を見込めるんじゃないかと思っております。

そこでこういうふうな事業を本格的に 3 千万も予算を組んで伊勢でされるわけですが、他にも事業はありますけれども、この車いすの貸し出し事業等について、バリアフリーの観光を主にやっていらっしゃる観光地というのは伊勢以外にもたくさんあるのでしょうか。

●観光企画課長

バリアフリー観光を進めているところでございますが、伊勢以外に伊豆とか、佐賀県の嬉野、福島とかが進めているところでございます。

○工村委員

先月でしたか、そういうふうなお話を少し聞きましたら、特に伊勢が全国的に先進地だという話をちらっと聞きました。この際、先進地の伊勢がおもてなしのまちということを大いに P R する必要があるんじゃないかと。それによって観光客を増員できるんじゃないかという思いがあります。このおもてなしのまち伊勢の P R の全国発信を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

●観光企画課長

先日も市長がバリアフリー観光全国フォーラムということで仙台へ行っていただきました。その辺で伊勢のほうで今宿泊事業者に対してですね、バリアフリー観光を進めておると。それから、学校のほうでもやさしいまちづくり大賞ということで、子供にもそういった教育をしていただいているというふうなことを市長から言っていただきました。そういった部分を伊勢として情報発信をしていきたいと思っております。

○工村委員

車いすの貸し出しの中身について少し踏み込んでお話をお聞きしたいと思いますけれども、伊勢志摩地区全体でこれに取り組まなければならないと思います。レンタカーみたいに貸し出しするわけですから。そうしますと伊勢志摩全体として、例えば内宮前で借りて、鳥羽で返すとか、また逆もあると。そういうふうな施策がどうしても必要かと思しますので、その点について、今広域的にどのように取り組もうと考えておられますか。

●藤井観光事業課長

まずおもてなし支援事業につきまして、今回車いす貸し出し事業を実施させていただくわけですが、これはまず伊勢市駅から外宮前の車いすの貸し出しという形で予算計上をさせていただいたところでございます。これ以外にも緊急雇用対策事業ということで、今回で宇治地区にも車いすの貸し出しをさせていただく形で考えております。まず伊勢でこういう取り組みをさせていただいた中で、議員仰せの伊勢志摩地域は広域で取り組むという形になりますと、まず伊勢のほうでそういう取り組みをやった中で、成功という事例をつくって、今後広域という形で進めたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○工村委員

特にこういうふうなレンタル事業というのはやっぱり狭いところでやっておっても意味がないと、意味がないという失礼ですが、大きく利用価値がないような気がしますので、各伊勢志摩コンベンション等を使いまして、できるだけ大きな範囲で今後していただきたいなと思ひますのでよろしくお願ひします。

◎長田委員長

他に御発言はございませんか。

野崎委員。

○野崎委員

僕もこの観光のところで数項目の質問をさせていただきます。

まず、一つ目ですが、伊勢活性化プロジェクト事業、この中で御饌井に関する予算が入っていたのではないかなと思っております。少しまず御饌井の販売状況についてお聞かせいただひてよろしいでしょうか。

●観光企画課長

実績といいますか、現在御饌井の会を構成しまして、市内の16店舗で販売をしていただひております。

○野崎委員

店舗だけでなく販売食数なんかがもしわかつていたら教えていただけないでしょうか。

●観光企画課長

御饌井の販売数でございます。これは23年度の集計ができておりませんので、21年は11月からですね、22年の1月までの3カ月間で約3,300食、それから22年3月から9月までの実績は、8,138食で1カ月平均1,163食。その前の1カ月平均が1,100食ですので少しふえているというふうなところでございます。

○野崎委員

この御饅井の事業について、ちょっとお尋ねをしたいのですが、終着点、何をしたら成功で、何をしたら失敗かというのが、これもちょっとわかりにくいかなと思いますが、行政としては御饅井をどの程度まで定着をさせるつもりでおるのか。若しくは御饅井のほうでは販売食数の目標をどのあたりにおいているのか、もしよかったらお聞かせいただけますでしょうか。

●観光企画課長

終着点ということでございます。目的としましては、御饅井は外宮前名物としまして、外宮さんが食の神様であるということから、食の大切さを発信するということを目的にしております。

現在御饅井の会は16店舗で一生懸命販売をしていただいております状況でございます。旅行商品にも取り上げていただきまして、観光客の方にも食べていただいておりますというような状況でございます。終着点については、現在どんどん売ってもらっている状況ですので考えられないという状況ですが、御饅井の会とも相談しまして、遷宮が終わった時点で総括をしていきたいと考えております。

○野崎委員

この御饅井ですが、この間スタンプラリーというのも開催されておるんですが、御饅井のスタンプラリーのメニューの一覧を見させていただきますと、そもそも御饅井の定義が「食の大切さを教えること」と「外宮前の名物」ということで、これが御饅井だというのが、例えば材料の中身であるとか、指定の魚があるとか、そんなわけではなかったと思いますので、ちょっとイメージをしづらいのではないかなと。わかりやすくいうと、かつ井を食べに行こうかという話になっても、御饅井を食べに行こうかというとなかなか、その御饅井の中身は何なんだということになってしまうかなと言う部分があるのかなと正直にいうと感じております。はやるもの、はやらないもの、はやらずにはどうしたらいいかという段階がちょっとあるかと思いますので、もう少し、御饅井の今の中身について、どのように思っているかとか、今後例えばこういう形であればはやっていくんじゃないかなというプランをおもちでしたら教えていただけますでしょうか。

●観光企画課長

確かに委員仰せのとおり御饅井といいますとすぐに何のどんぶりかというのは想像しにくいところでございます。今御饅井はコンテストで優勝しました、どん井火、それから各店で伊勢志摩産の材料を使ったオリジナル井とか、そういった面で、2つ出しているところもございます。ただし、そういったわかりにくい点もございますので、今考えているのは、「うちの御饅井」としまして、オリジナル井と御饅井のどちらかひとつにさせていただいて売っていただくというふうなことも考えております。また店舗も募集するというふうなことも考えておりますので、いろいろやっていきたいというふうに考えております。

○野崎委員

この御饅井をはやらず目標というか、しっかり目的意識と目標をもって御饅井の会さんとも相談をしながら数字や具体的目標を掲げてがんばっていただきたいなと思います。

続きましてちょっと違う事業のところでお話をいかせていただきたいと思います。

この中にあります観光協会の負担金というのがございます。ここでちょっと質問をさせていただきます。伊勢市にとって観光協会の位置づけとは、まずどのようにお考えかをお聞かせいただけますでしょうか。

●観光事業課長

観光協会の位置づけということでございますが、この件につきましては、伊勢市だけに限ったことではないかと思いますが、どうしても行政単独で事業を実施するとなりますと限られた範囲の中でしか行われないということから、行政と民間の中間的な立場で広域的な観光事業ができる観光協会と協働で実施することで独自性も豊かな事業推進を図ることができると考えております。そのため今後も伊勢市観光協会は良きパートナーといたしまして、今後も協働しながらいろんな事業に取り組み柔軟性のある観光施策の展開をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○野崎委員

観光協会ですが、遷宮を控えまして、徐々に年々いろんな事業であるとか、例えばイベントごとなんかもかなり観光協会の、今の観光案内所の前の事業でありますと数字で出ていただいていることもあるのですが、業務量が日々、ボランティア活動も含めて増加をしておるのではないかなと思っておりますが、その辺りどのように把握をされておりますでしょうか。

●観光事業課長

観光協会の業務量の件ですが、従来でございますと、観光協会でございますと観光パンフレットの作成、配布、イベントの実施が中心だったと思いますが、近年の旅行形態の変化に伴いまして、観光資源の開発、人材育成、受け入れ態勢の整備等々、様々な事業に取り組んでいただいておりますことの感謝を申し上げたいと思います。

○野崎委員

昨年度から伊勢市駅の中に観光案内所ができました。その加減もありまして今の外宮前の観光案内所というのが、伊勢市の観光案内所というよりは、どちらかといえば、観光協会、元々建物自体は観光協会の建物ですので、一步下がった感じになったのかなと思っておる部分もあるのですが、あの建物も含めて伊勢市として観光協会と外宮前の観光案内所、ここの必要性についてはどのように認識をいただいているのでしょうか。

●観光事業課長

外宮前の観光案内所の必要性ということでお答えをさせていただきます。外宮前の観光案内所の利用者数でございます。昨年で8万5千人のかたに御利用をいただいております。昨年4月に伊勢市駅にも観光案内所を設置されましたが、それ以降でも、ことし2月末現在で約6万4千人の方々に御利用をいただいておりますことから、外宮前の案内所については、高いニーズがあると思っております。

今後平成25年に御遷宮を控えまして、観光案内所に来ていただく方に伊勢市でのイベントの案内、観光情報をお示しすることは伊勢のイメージアップにもつながる。また今後遷宮が終わってからのリ

ピーター客にもつながるということから、私ども行政といたしましても引き続き支援をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○野崎委員

ここで、もちろん課長さん方は皆さんご存じだと思いますが、観光協会は昨年度から一般社団法人から公益社団法人ということで、内部ではたびたび議論がされて、最終的に公益社団法人という道を選ぶことになったのはもちろん御承知だと思いますが、その会議の過程で建物の課税措置がどうなるのかというような話をいろんな先生方を呼んで議論をされたと聞いております。現在課税措置に関しては、どんな形で考えられておるのでしょうか。わかる範囲で結構ですので、観光協会の建物の減免措置であるとか、課税措置の考え方だけ、もしよかったら教えていただけますでしょうか。

●岡課税課長

固定資産税ということになりますと、まず税金がかからない非課税という考え方と、税金をかけさせていただいた上で税金を免除するという減免という大きな2つの考え方がございます。その中で今観光協会につきましては、現在まだ社団法人ということで旧民法の適用の部分ですが、今委員仰せのように公益社団法人を検討されているとお聞きしております。そういうことの中で、今現在、市町村とか都道府県のように人格という視点で、もっているだけで非課税という視点ではないということで御理解をいただきたいと思います。ということになりますと、観光協会の所有物となりますと課税物件ということになります。一方で減免につきましては、先ほど申しましたように、課税した上で基準になれば、減免をさせていただくということになりますが、例えば自治会の所有されている公民館のように公益性が高く、収益性がないという場合には、そのひとつの基準になってよいかなと思います。そのように考えていきますと、まず委員御質問の内容につきましては、まず観光協会からお申し出をいただきまして、公益性とか収益性の視点から、市が個別、具体的に減免に対象となるかどうかということ判断することになるかなと思います。

○野崎委員

これは法律上の話ですので、その部分でどうこう言うつもりはないのですが、観光協会自体が外宮前でやっていただいていることの役割というのは十分認識をしていただいていると思いますが、案内所で今お聞かせいただいた6万4千人利用されている案内所という機能を有しているということだけは、できればしっかり理解していただければなと思います。

それともう1点、細かい話になりますが、事業についてお聞かせいただきたいところがありますのでよろしいでしょうか。

先ほど工村委員も質問されておりましたが、もてなし心醸成事業の4番、おもてなし推進事業、こちらの中の説明にもありましたが音声ペンというような話がありました。音声ペンの事業は例えば京都であればNPO法人が事業化をして採算がとれる事業として、事業活動としております。よそでもいろんな形で利用されておるわけですが、例えばJRさんですと、自分達が聞かれたときに案内をするツールとして使っております。他のところでも様々に本を使っているいろんなことをされたりとか、事業として展開されるまで多いのですが、伊勢市としては、この音声ペンの事業について、どのような形でされていくつもりなのか。もしその概要がわかればお聞かせいただけますでしょうか。

●観光事業課長

音声ペンの内容につきまして、お答えをさせていただきます。

今現在貸し出し場所につきましては外国人を案内できる案内所、V案内所に指定をされております伊勢市駅構内案内所、宇治山田駅構内案内所、外宮前観光案内所の3つで貸し出しをさせていただきたいと考えております。レンタル方法でございますが、今現在考えおりますのは、1年目は、とりあえず無料で実施をさせていただきたいと考えております。具体的な貸し出し方法については観光協会さんが実際に貸し出しをしていただくわけでございますので、観光協会さんの御意見を聞きながら、今後詳細については決めていきたいと考えておりますので御理解のほどよろしく申し上げます。

○野崎委員

事業としては宇治山田駅、外宮前、伊勢市駅の構内で無料の貸し出しがされる予定ということですが、ちょっとこの中の予算額の話聞かせていただきたいのですが、このおもてなし推進事業の中の音声ペンの部分というのは、いくら予算額が含まれていまして、その予算でできることというのは何があるのか教えていただけますでしょうか。

●観光事業課長

予算の関係でございますが、音声ペンの事業に対しての予算額につきましては、302万8千円の予算計上をさせていただいたところでございます。内訳でございますが、充電型の音声ペン、見積もりをとらせていただいたところ1本5,880円でございますので、それをとりあえず100本、今現在準備をさせていただく予定でありますので、この金額が58万8千円。音源の制作費、186万2千円。内訳でございますが、翻訳代といたしまして56万円。音声の収録、場所の使用料も含めまして130万2千円。印刷物の制作費でございますが、60万5千円。内訳でございますが、ドットといいまして、目に見えないコードの版下作成費に12万5千円、パンフレットの印刷物の版代といたしまして8万円、印刷物を1万部の印刷をさせていただくつもりでおりますので、単価が40円で40万円、消費税が15万2,750円の以上でございます。

○野崎委員

今詳細を聞かせていただきましたが、まずこの事業ですが、いろいろと聞かせていただく中で、いくつか疑問のところがあまして、まずひとつめ、借りる場所、駅、外宮前、宇治山田、返す場所というのは、どこを想定してされていますでしょうか。

●観光事業課長

利用者の立場から考えますと、その3カ所のどちらでもいいというのが、一番いいかと思いますが、貸し出す側の観光協会さんのほうで、実は御無理をお願いしてこの貸し出し事業を行っていただくわけでございますので、その辺につきましては観光協会さんの御意見を聞きながら、詳細内容につきましては決定をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○野崎委員

通常の考えからいけば外宮に参拝にきて、内宮に行って、その後もう一度外宮に帰ってくるという想定で今の話だとよろしいのでしょうか。例えば宇治山田駅の構内で借りて、五十鈴川駅から乗ったら、もう1回、そこで途中下車することを近鉄がまず許してくれるかどうかという話がありますし、正直なことといいますと、この形態はよくわからんと思いますが、その辺どう考えていらっしゃるのでしょうか。

●観光事業課長

確かに議員仰せのとおり、同じようなところへ戻ってお帰りいただくという形になるかと思いますが、まず公共交通機関で見える方につきましては、伊勢市駅、宇治山田駅で降りていただいて、伊勢市駅又は宇治山田駅でお帰りになるケースが多いかと思うので、その部分については、そちらでの対応ができるかと思いますが、外宮前につきましては、そのまま内宮へ行く方がたくさんお見えだと思いますので、外宮の利用者につきましては、御迷惑をかけるかと思いますが、外宮のみの御案内という形になってしまう可能性があると思いますが、今後その辺につきましては、他市の状況も確認しながら研究させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○野崎委員

先ほどちょっと言わせていただいたのですが、五十鈴川駅から乗ったときにはどうするのかという話を先ほどさせてもらいました。宇治山田駅の観光案内所は駅の外ですね。

●観光事業課長

確かに委員仰せの五十鈴川の視点につきましては、現在私どもそこまで考えておらず申し訳ないのですが、貸し出し場所につきましては駅構内の案内所の中での貸し出しということで考えておりますのでよろしくお願いします。

○野崎委員

この予算、僕、ペンの話だとか、印刷費、音源の話はまあ、わからなくもないのです。ただ、先ほどから観光協会というような話が出てきますけれども、これはただでやってもらおうつもりでしょうか。

●観光事業課長

観光協会の方には大変申し訳ないのですが、今現在、観光協会へ無料でお願いをする形で、実は、専務には内々でお願いさせていただいておる状況でございます。

○野崎委員

正直なところをいいますと、業務なら業務委託費をつけるべきだと思いますし、そんな話をするのであれば、職員さんがただで出て、毎日ボランティアで配ったらいいと思います。全然、事業のやり方、行動の仕方の予算が何もついていけませんので、これはつくっておしまいの予算じゃないかと僕は思っておるのですが、この音声ペンというのは、何項目、先ほど録音の費用というのがありましたけれども、この録音の費用は何項目録音ができて、先ほど印刷の費用は入っていましたけれども、例え

ばマップを作成するのはだれが作成して、その費用はいくらかかるのかとか、そんなことは詰められていらっしやるのでしょうか。

●観光事業課長

何カ国語かという、現在日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国後のパンフレットを作成させていただきたいと考えております。翻訳、それから音声収録の関係につきましては、翻訳代につきましては、他市の状況で、実は秋田県のパンフレットを参考に2万8千文字をいちおう参考に見積もりをとらせていただいて、56万という形の予算をいただいております。あと、収録の内容でございますが、これも他市の状況を確認させていただきますと1コマ当たり20秒から30秒当たりが一番適当だということも聞かせていただいておりますので、その辺を参考に今後私どもは作成をさせていただきたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

○野崎委員

すいません、あんまり長くしてもあれなんです、まずこの音声ペンを作成するにあたってですが、普通の考えからいけば、まず何項目の言葉が入るか、それによってできる地図が決まってくる。それで次に何項目できるかというのが出てきたら、先ほどいった事業、そのもののできる概要が決まってくると思うのです。その中身、その方法によっては、例えば京都がそうであるように、NPO法人が2千円という形でお金を貸し出して、事業として経営をされています。それは採算がとれるような形で恐らくやっているのだと思います。他のところで、羽田空港なんかでぐるナビさんというような会社が出されていますが、その音声ペンの形にしても、恐らく向こうの旅先の店舗からお金をいただくような形で、共催みたいな形で回しながら本を売っている、その販売として、事業として、成立をしているわけなのです。これはつくったときに、ひょっとしたら事業化の可能性があって、収益のあがるものという可能性があるのですが、その視点が全くみえませんか、つくっておしまいというような事業になっているんじゃないかなと思います。ですので、その点ですごい、これはちょっと予算上にあがっているのが、本当にものをつくるだけの経費だけですので、僕からすると、全然これをどうやって広めたいかもわかりませんし、成功の方法がみえないです。

最後にもう1点だけお聞かせいただきたいのですが、これは海外の方が借りることも当然されていると思いますが、これをなくした場合はどうするのですか。

●観光事業課長

日本人の場合につきましては、身分証明書及び連絡先をお示しいただいて貸し出しをということで現在考えております。私どもも安易な気持ちで外国人もそのような形で、正直、考えておったのですが、保証金を一時お預かりさせていただくとか、先ほどもお話をさせていただきましたように、京都市さん、秋田県の広域でもこのような事業を実施していることから、いろんなケースの研究をさせていただき本市として最善の方法でできないかと今後調整をさせていただきたいと思いますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○野崎委員

正直にいいますと、このままいくとこの事業は失敗すると思っています。ですのでもう一度少し事

業の詳細を、もう少しだけ詰めて、できればどこかの機会で教えていただきたいと思います。

◎長田委員長

他にございませんか。

福井委員。

○福井委員

この項目で、2カ所ほどお聞きします。ひとつは、129 ページの3、おもてなしのところで、4のおもてなし推進事業ですね。ここのところの予算の概要書を見ますと、案内サインの整備事業というのがございます。観光案内、誘導サインの新設改良ということでございますが、この案内看板は具体的にどの程度のものをどのようにされる予定なのかちょっとその辺をお聞きします。

●観光事業課長

この観光案内サインの件でございますが、伊勢市内にお車でみえる方、そして散策される方を中心とした観光サインでございます。具体的には全部で大小あわせて今現在 23 の看板の新規、修正を検討させていただいておるところでございます。

○福井委員

車や散策をされる方ということのお答えです。実は、私、平成 22 年の 12 月議会の一般質問でこのことに関する質問をさせていただきました。市内の観光案内看板の設置が不十分であるので対策はどうするのかということをお聞きしたときに、設置場所、言語、デザイン等を協議して、遷宮までに設置するというところのお答えがございました。それがこれにあたるのかなと思いますが、よろしいでしょうか。

●観光事業課長

議員の質問にお答えさせていただきます。今年度につきましては 100 万円以内の簡易なものにつきましては今年度中に整備をさせていただくと。来年度事業に計上をさせていただきましたのは、どうしても経費が高く、広義的な案内看板も含めた整備ということで御理解をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○福井委員

わかりました。というのは、観光客の方が歩いて、例えば行く場合にちょっとした交差点で、外宮へ行くのにどっちへ行ったらいいかわからないというので、その近くの店の方に頻繁にお聞きする。毎日毎日聞かれるというような店もございます。そういう面で、そういうことがある方のための、観光客が行くときに、どっちに行ったらいいかわからんというようなときにわかりやすいような看板、そういうようなものも含んでおるということだと思います。その辺も含めながら……。それと広域的なことになりますと国、県の了解を得ながら進めなければいけないというところもあろうかと思えます。そういう面での国、県との詳しい話し合いの詰めというか、そういうのは進んでおるのでしょうか。

●観光事業課長

来年度に看板を設置するにあたりまして、今現在国道につきましては国のほう、県道につきましては三重県さんのほうに建てる場所、内容についてお願いをさせていただいているところでございますのでよろしくお願いします。

○福井委員

その辺は、観光客の方にも見やすい看板を設置していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それとこの中で、二見浦駅にぎわいプロジェクトというのがあります。二見浦駅を来訪者のお出迎えエリアになるように二見浦の地図や、歴史紹介、遷宮などの話題、地元の子供たちの絵画の展示などを行うということでございますが、これは具体的にＪＲ二見浦駅の中に設置するということで考えてよろしいのでしょうか。それと、その辺のことで年間を通じでやるのか、単発的になのかその辺も教えてください。

●観光事業課長

二見浦のにぎわいということになりまして、駅の中の部分につきましては、ＪＲさんとも調整は今現在させていただいておりますが、二見浦の駅の前と広場、その辺の部分について、二見ならではのぎわいという形で地元団体をお願いをさせていただきながら、おもてなしの心ということで、観光客の方のお迎えをさせていただきたいと思います。

この事業につきましては、来年御遷宮を控え、浜参宮等々でたくさんの方々が二見のほうへも訪れていただけるということもございますので、継続してお願いをさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○福井委員

その辺はよろしくお願いいたしますと思います。

それと次に案内ガイド連携事業ということで少しお伺いしたいと思います。

これは観光協会との関連もございますし、商工会議所の関連もあるのですが、観光案内ボランティアのことで、少しお聞きします。今現在、観光案内ボランティアについては、商工会議所、これは有償ボランティアですね、観光協会が行っている観光ボランティアは無償ボランティアでございます。別に、最近ボランティアといいましても有償で行うこと自体はさほど、そのボランティアを受ける方にとって、別に最近は普通のように扱われてきておりますので、それは特に問題はないと思いますが、ここでちょっと私がお聞きしたいのは、要するに観光協会の負担金等もありますし、伊勢市と観光協会との間がそういう面で連携をとっていかないかということもありますので、ちょっとお伺いするわけですが。

このボランティアの方、複数の方から非常に不満だということをお聞きしております。なぜ不満なのかといいますと、以前はですね、平成 23 年 9 月ごろまでは商工会議所の有償ボランティアと観光協会の無償ボランティアの両方に登録してみえる方が多数ございました。それが 23 年の 9 月ごろに観光協会から通知がきまして、商工会議所に入る方は観光協会には入れないと、どちらかにしなさいというようなことの文書で通知があったと。それでそのボランティアをやっている方、複数の方から聞き

ましたが、非常に不満であるというふうにお聞きしております。それでどちらかにいかざるを得ない。それである方は、商工会議所に1回行ったのですが、もう一度また観光協会へ戻ってきたと。戻ってきたときに非常に冷たい扱いを受けたというような話を聞いております。そういうふうな状況の中、ボランティアの方、やはり自分の時間も割いて、それからお金のことを言わずにですね、観光客の方に奉仕しようという気持ちでいる中で、やはりそういうどちらかしかいかんよということになってきますと、少し問題があるんじゃないかなというふうに私は思います。それが1人ならまだしも、複数の方からの御意見もございましたので、あえてここでお聞きするのですが、その辺の体制について市は何か把握してございますか。

●観光事業課長

お伊勢さん観光案内人とお伊勢さん観光ガイドの会の両方に登録されている方はどちらか一方ということだと思いますけれども、お伊勢さん観光ガイドの会、これは伊勢市観光協会が事務局をもっているところでございますが、お伊勢さん観光ガイドの会につきましても、常に3名程度の方が常駐をし、観光案内に努めていただいております、またお伊勢さん観光案内人につきましても年々利用者もふえ、昨年に比べますと、23年度は、147%として大変利用者に喜んでいただいている状況でございます。両方に加入できないということは、たぶん、申し訳ないのですが、個々の団体の活動だけで精一杯ということで、これ以上負担をかけてもいかんというようなことがあったのではないかと思いますので、そのような対応をとらせていただいたのではないかと思います。詳細な内容につきましては、私も把握をしておりませんので、この場ではお控えさせていただきます。

また、この観光案内ガイドの事業でございますが、市内には7つの観光ガイドの会がございます。今までは個々の団体が観光案内をしておただけでございますので、情報共有の機会が全くといっていいほどありませんでした。まず皆さんが1つの場で、1つの目的で観光案内をするということでございますので、共有の観光パンフレット、お客さんが安心して案内してもらえるように共通の名札等々も作成して今後対応をさせていただくということから、この事業を今回予算計上させていただきましたのでよろしくお願いします。

○福井委員

私がお聞きしたのは、この両方の観光ボランティアですね、片方しかいかんという部分について、それが別に問題ないことなのか、市としてどう思うのかということをお聞きしたわけですが、やはりまあたぶん観光協会さんとしては、有償と無償とある中で、あるボランティアに頼んだら断られた、それはもう有償のほうにいくんじゃないかといったことがあったのではないかと思いますけれども、そういうのではなくて、やはりボランティアとしてやるのですから、その人の自由にもとづいて、両方に籍を置いていてもいいんじゃないかと思います。最初から有償だけでやるのであれば、無償のほうへは籍を置かないと思いますし、そういう面で非常に不満であるとの言葉を聞いたものですから、今ここでお聞きしたわけですが、これはまあ観光協会さんのやり方ですので、ここで市が云々というわけじゃないですが、こういう問題があるということで、それで市として、それで問題がないのか、やはりこうすべきだというのがあれば話あっていただきたいと思いますけれども、もう一度お願いします。

●鈴木市長

ただいま観光ガイドにつきましての御提言をいただきましてありがとうございます。観光客の皆さまの立場にたって、より観光のもてなしの熟成ができるように努力していきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

◎長田委員長

審査の途中ですが 10 分間休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 23 分)

(再開 午後 3 時 34 分)

◎長田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続けます。

他に御発言はございませんか。

(目 2 旅客誘致費)

○野崎委員

ここでも数点お聞かせいただきたいと思います。

まず 1 点目旅客誘致事業の中のフットボールヴィレッジ推進事業というところですが、昨年度は、23 年度予算ではフットボールヴィレッジという言葉はどこにも出てきてなかったのですが、今年度、このフットボールヴィレッジという予算名がつけられたということで、サッカーのまちとして進んでいく意思をもつてのことなのかなと思っておりませんが、そういった理解でよろしいでしょうか。

●観光事業課長

サッカーの町としてにぎわせていくかということでございますが、来年遷宮を控えております。過去の例から申し上げますと、遷宮が終わりますと、残念ながら年々観光客が減少されておるということから、この機会にサッカー場の誘致を利用させていただいて、新しい観光客層を獲得するということから今後いろんな方にも御協力をいただきながら、サッカーの誘客活動を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○野崎委員

サッカーという協議はですね、ご存じかなと思いますけれどもプロである J リーグから日本代表、アマチュア、幼稚園まですべてサッカー協会という組織で一本化されております。そういった特殊な事情があるのですが、これからですね、この説明書を読みますと、競技者のレベルの強化ということも含めて書いてあるのですが、例えばサッカーの誘致をしようにもある程度協会との関係というものもつくっていかないかなのかなと思っておるのですが、その辺りどのようにお考えかお聞かせいただけますでしょうか。

●観光事業課長

サッカー協会との連携ということにつきまして、お答えをさせていただきます。

伊勢のサッカー協会の皆さまには、既に県大会とか東海レベルのサッカー誘致も現在していただいていると伺っております。サッカーの誘致になりますと、私ども普段の一般の観光客を誘致させていただく手法とは異なると思いますので、正直申し上げまして、行政ではサッカーの誘致をする方法等々につきましては、あんまり知識をもっていないという状況でございますので、今後はサッカー協会の皆さまにも御指導、御協力をいただきながら、連携をして取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○野崎委員

サッカーの大会の誘致というのは、イコール、フットボール場自体の収支の改善にもつながると思いますので、いろんな形で多面的な連携をぜひしていただきたいなと思っております。

もう1点、少し質問をさせていただきます。昨年の6月に少し花火大会のことで一般質問をさせていただきました。あの時は繰越会計が欠損するんじゃないかというような話をさせていただきましたが、本年度花火の事業は、昨年度に比べて約3倍増の1事業で4千万円となっております。その経緯について少しお聞かせいただけますでしょうか。

●観光事業課長

花火大会の会場でございます宮川河畔が現在河川改修の途中であるということで会場のレイアウトを大幅に変更させていただくというもので、これに伴います安全対策費という形で今回増加をさせていただいたところでございます。

主なものとしたしましては、左岸側に、一度にお帰りいただきます皆さまがたを安全に、スムーズに誘導させていただきたいということで、川沿いに仮設道路を設置させていただくということで現在考えております。

右岸側の改修の箇所、昨年の台風の影響によりまして、危険区域という場所につきましては、防護柵等につきまして、立ち入り禁止区域という形で現在考えております。

度会橋の下流、昨年までは上流につきましては、目隠し堀でやっておったのですが、左岸側のほうにもかなりのお客さんが行くということで、左岸側の・・・、失礼しました。度会橋の下流の欄干にも転落防止用の防護柵を設置し、安全対策を万全にしたいと考えておりますので御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○野崎委員

工事費がふえるということでかなり増額というのは理解させていただきました。この工事費ですが、単年度のものを見込まれておりますか、それとも来年度以降も同じような形の予算が計上されるかと考えていらっしゃるでしょうか。

●観光事業課長

今年度につきましては、左岸側に初めて栈敷席を設けさせていただくということでございますので、

現在河川改修中の部分に有料観覧席を設置させていただくということで、整地費を今回予算計上させていただきましたことと、あともう1点、右岸側の堤防が完成されるということでございますので、有料観覧席につきましても今まで以上に設置ができるのではないかと。また先ほどお話をさせていただきました、現在工事中の箇所につきましては、来年は工事が完成予定ということで聞かせていただいておりますので、その辺の経費は少なくすむということから、ことし予算計上をあげさせていただいたほどではないと思いますが、来年はその辺の収入源を確保して取り組んでまいりたいと思いますのでよろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○野崎委員

昨年度に質問させていただいたときもそうですが、この花火大会自体は、私は少々無理をしてでもやるべきだと思っております。しかしながら、今回の観光費、全部の項目で4億円という予算があがっておりますが、その1割の4千万円が花火です。先ほどおもてなし事業の話をしていただきましたが、先ほどのおもてなし推進事業も3,700万円、単体の事業ではこの花火の費用のほうが大きいのが実情ですので、最大の予算をとっているのが、実はこの花火ですので、例えば、会計が苦しくなってきたというのであれば、例えばですね、花火の時期だけでなく、通年して例えば市民から寄付をつのってみたいですね、何かしらの形で収支の改善をしていかないと、いずれ市民合意というのが改めに必要な金額にきたりとか、突如中止に近いような形に追い込まれてしまうようなこともあるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ来年度以降の収支の改善をお願いをしたいと思います。

(目3 伝統文化推進費) 発言なし

◎長田委員長

暫時休憩します。

(休憩 午後3時43分)

(再開 午後3時43分)

◎長田委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日はこの程度で散会し、明13日10時から継続会議を開き、款9土木費、項1土木管理費から審査を続行したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

◎長田委員長

御異議なしと認めます。それでは本日はこの程度で散会し、13日10時から継続会議を開き、款9土木費、項1土木管理費、目1労働諸費から審査を続行することに決定いたしました。

なお、本日御出席の皆さんには開議通知を差し上げませんから御了承ください。

それではこれをもって散会いたします。

(散会 午後 3 時 44 分)

上記署名する

平成 2 4 年 3 月 1 2 日

委 員 長

委 員

委 員